

四條畷市公共施設等総合管理計画

平成28(2016)－令和32(2050)年度

平成28(2016)年12月策定

(令和4(2022)年3月改訂)



もくじ

第1章 計画の概要	1
1. 計画の背景と目的	1
1-1. 計画の背景	1
1-2. 計画の目的	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画の期間	2
4. 計画対象施設	3
第2章 公共施設等の現況・将来の見通し	4
1. 公共施設等の現況	4
1-1. 公共建築物の現況	4
1-2. その他（建築物を有さない施設）	10
1-3. インフラ資産の現況	11
1-4. 普通財産	13
1-5. 施設保有量、有形固定資産減価償却率の推移	13
2. 人口の現況・将来見通し	14
2-1. 人口及び世帯数の現況	14
2-2. 将来人口予測	15
3. 財政の現況と将来の費用の見通し	17
3-1. 財政の現況	17
3-2. 財政状況の見通し	20
4. 公共施設等の修繕・更新等に係る将来の費用の見通し	21
4-1. 将来更新費用試算の条件整理	21
4-2. 将来更新費用の試算結果	24

4-3. 維持管理・更新等に係る経費の見込み	28
4-4. 公共建築物の整備水準	29

第3章 公共施設等のマネジメントに関する基本的な方針.....32

1. 公共施設等の課題.....	32
2. 公共施設(建築物)における投資的経費の目標値.....	33
3. ファシリティマネジメント基本方針.....	34
4. 実施方針.....	36
4-1. 公共サービス・施設等の規模の適正化の実施方針.....	36
4-2. 点検・診断等の実施方針.....	37
4-3. 維持管理・修繕・更新・運営等の実施方針	37
4-4. 耐震化の実施方針	39
4-5. 長寿命化の実施方針	39
4-6. 安全確保の実施方針	39
4-7. 公共施設等の有効活用の実施方針	40
4-8. 地方公会計の活用	41
4-9. 優先順位の考え方.....	41

第4章 施設類型ごとのマネジメントに関する基本方針.....42

1. 公共建築物.....	43
1-1. 市民文化系施設	43
1-2. 社会教育系施設	45
1-3. スポーツ・レクリエーション系施設	47
1-4. 学校教育系施設	50
1-5. 子育て支援施設	54
1-6. 保健・福祉施設.....	57

1-7. 行政系施設	61
1-8. 公営住宅	65
1-9. 公園施設	66
1-10. その他(遺跡公園)	67
2. インフラ資産	68
2-1. 道路	68
2-2. 橋りょう.....	68
2-3. 公園等	68
2-4. 下水道	68
2-5. ため池.....	69
3. 普通財産.....	69
第5章 公共施設等の総合的なマネジメント推進方策.....	70
1. マネジメントの推進方策.....	70
1-1. 公共施設等マネジメント組織体制等	70
1-2. 市民等の利用者の理解と協働の推進体制の構築.....	71
1-3. 担い手確保に向けたアウトソーシング体制の構築.....	71
1-4. 指定管理者制度、PPP/PFI の活用体制の構築.....	71
1-5. 財政との連携体制の構築	71
1-6. 職員研修の実施	72
1-7. 情報管理のためのシステム構築.....	72
2. フォローアップの実施方針	72
2-1. 議会や住民との情報共有と意見交換	72
参 考 資 料.....	73

(注) 本書内の図表に記載の数値や割合(%)を四捨五入により算出しているものは、各内訳数値の合計が合計値と一致せず又は各内訳の割合の合計が100%にならない場合があります。

第1章 計画の概要

1. 計画の背景と目的

1-1. 計画の背景

本市の公共施設の多くが、昭和40年代後半から昭和50年代前半までの高度経済成長期における急激な人口増加時期と、関西文化学術研究都市に位置する田原地区で住宅が整備され始めた時期に建設してきたものであり、その時代に教育施設や文化施設である公共建築物をはじめ、道路、橋りょう等のインフラ資産といった多くの公共施設等を積極的に整備してきました。

高度経済成長期に建設した公共施設等が40年ほど経過し、老朽化のために一斉に改修・更新する時期が到来しており、平成に入り建設した公共施設等についても、今後5～15年間に一斉に更新時期を迎えることとなります。

これまでの行財政改革の取り組みにより、限られた財源での財政運営をすることは可能となりましたが、今後の人口減少及び少子高齢化の進展により税収の減少と社会保障費の増加が見込まれ、令和13年度以降は、基金からの繰入に頼らざるを得ない財政運営が見込まれています。

このような公共施設等を取り巻く社会情勢の変化に対応するためには、施設の現状や課題を調査・分析し、市民ニーズに沿った公共サービスを明らかにするとともに、長期的な視点を持って、更新・統廃合・長寿命化等を計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要となっています。

以上のような本市を取り巻く多くの公共施設等に関する課題に対し、市民と共にその課題に取り組み、まちづくりの将来計画を形作るために、平成28年12月に四條畷市公共施設等総合管理計画（以下「本計画」という。）を策定しました。以降、一定の期間が経過し、令和2年1月に四條畷市個別施設計画【公共施設】（以下「個別施設計画」という。）を策定したことから、これらを踏まえて本計画の改訂を行うものです。

1-2. 計画の目的

本計画は、本市の最上位に位置する計画である「第6次四條畷市総合計画」における将来のまちづくりの展望や方向性を踏まえ、それを実現するための公共施設の管理に関する計画とすることから、個別公共施設の方針や管理方法を定めるものではなく、公共施設全体を俯瞰的な視点から戦略的にマネジメントを行っていくことを目的とした計画とします。その推進のために施設整備方針のみならず、全庁の組織体制の構築、計画の進行管理等の項目も含むものとします。

2. 計画の位置づけ

本市の最上位計画としては、平成28年3月に策定した「第6次四條畷市総合計画」があります。「第6次四條畷市総合計画」は、長期的な視点に立ってまちづくりを構築していくための施策及び施策の進め方を示すものであり、施策の展開は地域における市街地像やまちづくりの方針を示した「都市計画マスタープラン」などの分野別計画によって実施していくものです。

本計画は、「第6次四條畷市総合計画」の分野別計画に位置する「四條畷市都市計画マスタープラン」と整合・連携を図りながら、中長期的な視点に立ち、公共施設等の総合的な管理に係る基本方針として位置づけるものであり、個別具体の取組は、下位計画に位置する個別施設計画により実施していくものです。

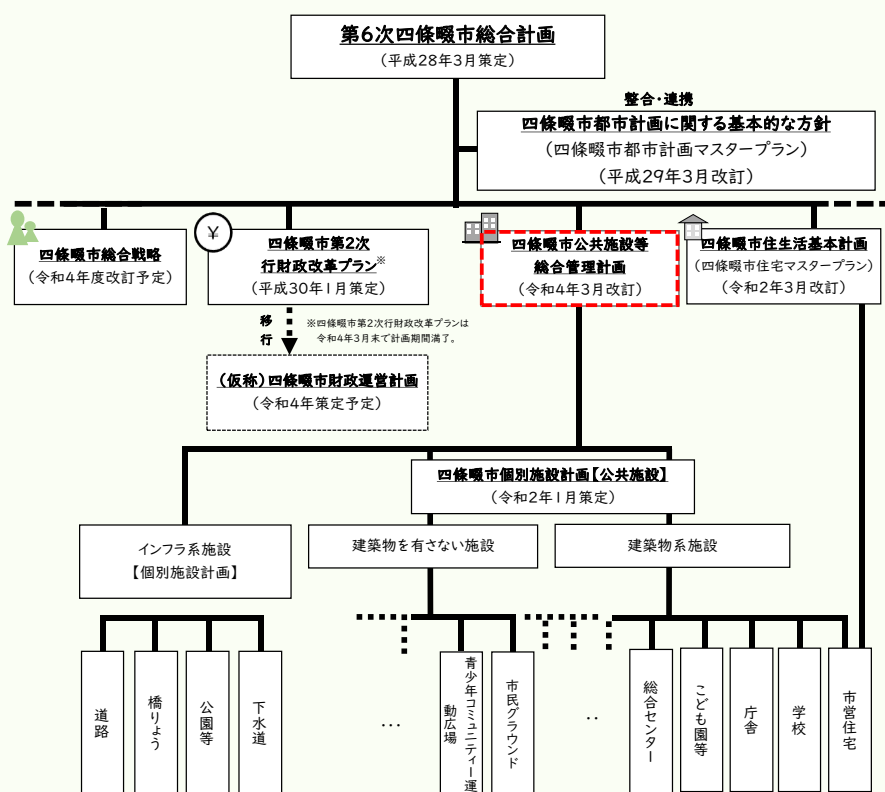


図 計画の位置づけ

3. 計画の期間

本計画は、最上位計画である「第6次四條畷市総合計画」（計画期間：平成28（2016）年度～令和32（2050）年度）の分野別計画に位置付けられるため、「第6次四條畷市総合計画」と整合を図ることから、計画期間を平成28（2016）年度～令和32（2050）年度の35年間とします。

なお、本計画は、概ね5年ごとに計画内容を見直すことを基本とし、市の財政状況や制度改正等、計画を見直す必要が生じた場合には、適宜見直しを行うこととします。

4. 計画対象施設

本計画は、本市が所有又は管理している公共施設等を対象とします。対象となる公共施設等を以下に示します。

◇対象となる公共施設等の施設類型の()数字は主たる施設の数を示しており、本市の施設例は、施設名称等を示しています。

施設機能例は、建築物が有している市民利用向けの主な施設機能を示しており、()に施設名称を示しています。

	施設類型		本市の施設例	施設機能例
	大分類	中分類		
建築物	市民文化系施設(2)	集会施設(0)		公民館(市民総合センター)、貸会議室等(グリーンホール田原、教育文化センター、市民活動センター)
		文化施設(2)	市民総合センター(注)、教育文化センター	市民ホール(市民総合センター)
	社会教育系施設(2)	図書館(0)		四條畷図書館(市民総合センター)、田原図書館(グリーンホール田原)
		博物館等(1)	歴史民俗資料館	歴史民俗資料館(歴史民俗資料館)
		事務所(1)	野外活動センター	野外活動センター(野外活動センター)
	スポーツ・レクリエーション施設(2)	スポーツ施設(2)	市民総合体育館、市民活動センター	体育館(市民総合体育館、市民活動センター)、トレーニングジム(市民総合体育館)
	学校教育系施設(12)	学校(9)	小学校、中学校	-
		その他教育施設(3)	学校給食センター、四條畷小学校跡地、教育支援センター*	体育館(四條畷小学校跡地)、運動場(四條畷小学校跡地)
	子育て支援施設(3)	保育所・認定こども園(2)	保育所、認定こども園	-
		幼児・児童施設(1)	すてっぷ★なわて(注)	子育て総合支援センター(子育て総合支援センター)、児童発達支援センター(児童発達支援センター)、貸会議室等(子育て総合支援センター、グリーンホール田原)
	保健・福祉施設(5)	高齢福祉施設(1)	老人福祉センター楠風荘	浴場(老人福祉センター楠風荘)、諸室(老人福祉センター楠風荘)
		保健施設(1)	保健センター	-
		その他社会福祉施設(3)	シルバー人材センター、地域福祉センターさつき園、福祉コミュニティセンター	貸会議室等(福祉コミュニティセンター)
	行政系施設(7)	庁舎等(2)	市庁舎、グリーンホール田原(注)	-
		その他行政系施設(5)	防災倉庫、防災行政無線中継局、不燃ごみ等処理資源化施設環境センター、四條畷南中学校跡地	運動場(四條畷南中学校跡地)
	公営住宅(1)	公営住宅(1)	市営南野住宅	-
公園施設(3)	公園施設(3)	戎公園管理棟、北谷公園管理棟、四條畷市民総合公園管理棟	-	
その他	スポーツ・レクリエーション施設(6)	スポーツ施設(6)	なわて水みらいセンターテニスコート、市民グラウンド、市民運動広場さつき、市民運動広場清滝、田原テニスコート、青少年コミュニティ運動広場	
	遺跡公園(2)	遺跡公園(2)	(仮称)正法寺跡公園、千光寺跡地移築広場	
インフラ資産	道路(1,034)	道路(1,034)	一級路線、二級路線、その他路線、専用歩道	
	橋りょう(124)	橋りょう(124)	PC橋、RC橋等	
	下水道施設(1)	下水道施設(1)	田原汚水ポンプ場、上田原汚水ポンプ場、下田原汚水ポンプ場、下水道管等	
	公園等(124)	公園(90) 緑地(34)	遊具、柵、舗装等 緑地	
	ため池(12)	ため池(12)	岡山新池、新間池、烏ヶ池、大谷池、竜王池、茨池、室池(砂溜池)、室池(中ヶ池)、室池(古池)、室池(新池)、水車池、瓢箪池	
普通財産	普通財産(9)	普通財産(9)	駐車場貸付用地、くすの木園跡地、四條畷荘跡地、水道施設跡地、田原台六丁目土地、四條畷西中学校サブグラウンド等	

※大分類及び中分類は「総務省公共施設等更新費用試算ソフト」による用途分類を参考としています。

(注) 複合施設であり分類以外の機能を含むが、ここでは便宜上単独機能として記載しています。

- ・市民総合センター：市民ホール、公民館、四條畷図書館
- ・すてっぷ★なわて：児童発達支援センター、子育て総合支援センター
- ・グリーンホール田原：田原支所、なるなるホール、田原図書館、貸会議室等、つどいの広場

※公共施設のうち、建築物を有さない施設については、「その他」としています。

※令和4年4月1日から「教育センター」は「教育支援センター」に名称を変更するため、新名称で記載しています。

第2章 公共施設等の現況・将来の見通し

1. 公共施設等の現況

1-1. 公共建築物の現況

(1) 公共建築物リスト

本計画の対象となる市保有の公共建築物を以下に示します。

公共建築物は、37施設、総延床面積は121,331.74㎡です。

施設番号	建物名	施設類型		配置形態※1	建築年度	経過年数※2	敷地面積(㎡)	建物総延床面積(㎡)
		大分類	中分類					
1	市民総合センター	市民文化系施設	文化施設	複合	1981	40	8,672.33	5,011.13
2	教育文化センター	市民文化系施設	文化施設	単独	1974	47	1,557.22	743.29
3	歴史民俗資料館	社会教育系施設	博物館等	併設	1985	36	1,365.28	578.72
4	野外活動センター	社会教育系施設	事務所	単独	1990	31	8,035.27	298.89
5	市民総合体育館	ｽﾎﾟｰﾂ施設	ｽﾎﾟｰﾂ施設	単独	1994	27	6,071.16	9,199.91
6	市民活動センター	ｽﾎﾟｰﾂ施設	ｽﾎﾟｰﾂ施設	併設	1978	43	7,240.00	5,550.55
7	四條畷小学校	学校教育系施設	学校	併設	1965	56	13,872.00	6,474.00
8	田原小学校	学校教育系施設	学校	併設	1989	32	21,361.00	7,662.00
9	四條畷南小学校	学校教育系施設	学校	併設	1969	52	13,319.00	5,583.00
10	くすのき小学校	学校教育系施設	学校	併設	1971	50	15,894.00	6,351.00
11	忍ヶ丘小学校	学校教育系施設	学校	併設	1973	48	16,581.00	6,727.00
12	岡部小学校	学校教育系施設	学校	併設	1977	44	19,345.00	6,349.00
13	四條畷中学校	学校教育系施設	学校	併設	1967	54	23,418.00	8,680.86
14	四條畷西中学校	学校教育系施設	学校	併設	1979	42	18,626.00	8,293.00
15	田原中学校	学校教育系施設	学校	併設	1989	32	26,637.00	6,504.00
16	四條畷東小学校跡地	学校教育系施設	その他教育施設	併設	1974	47	16,096.00	5,997.00
17	学校給食センター	学校教育系施設	その他教育施設	単独	2001	20	5,623.86	2,105.72
18	教育支援センター	学校教育系施設	その他教育施設	併設	1975	46	-	233.92
19	岡部保育所	子育て支援施設	保育所・認定こども園	単独	1975	46	1,314.71	822.75
20	忍ヶ丘おおぞらこども園	子育て支援施設	保育所・認定こども園	併設	1971	50	3,564.00	1,350.55
21	すてっぷ★なわて	子育て支援施設	幼児・児童施設	複合	2015	6	1,254.50	1,235.87
22	老人福祉センター楠風荘	保健・福祉施設	高齢福祉施設	単独	1975	46	1,395.75	794.33
23	保健センター	保健・福祉施設	保健施設	単独	1985	36	1,278.43	1,272.60
24	四條畷市シルバー人材センター	保健・福祉施設	その他社会福祉施設	単独	1969	52	1,335.55	768.05
25	地域福祉センターさつき園	保健・福祉施設	その他社会福祉施設	単独	1983	38	455.24	208.05
26	福祉コミュニティーセンター	保健・福祉施設	その他社会福祉施設	単独	1975	46	647.00	765.60
27	市庁舎	行政系施設	庁舎等	併設	1964	57	7,048.12	5,800.74
28	グリーンホール田原	行政系施設	庁舎等	複合	1992	29	2,574.40	4,310.90
29	防災倉庫	行政系施設	その他行政系施設	単独	1998	23	601.71	317.43
30	防災行政無線中継局	行政系施設	その他行政系施設	単独	1993	28	88.00	5.00
31	不燃ごみ等処理資源化施設	行政系施設	その他行政系施設	単独	2000	21	1,814.00	875.68
32	環境センター	行政系施設	その他行政系施設	単独	2000	21	9,700.00	976.79
33	四條畷南中学校跡地	行政系施設	その他行政系施設	併設	1972	49	20,323.00	8,392.00
34	市営南野住宅	公営住宅	公営住宅	併設	1953	68	3,274.21	252.91
35	戎公園管理棟	公園施設	公園施設	単独	1994	27	20,000.07	266.71
36	北谷公園管理棟	公園施設	公園施設	単独	1995	26	24,197.50	281.30
37	四條畷市総合公園管理棟	公園施設	公園施設	単独	2015	6	20,600.00	291.49
合計							345,180.31	121,331.74

※1 配置形態

「単独」：一敷地一施設、「併設」：一敷地複数施設(同分類)、「複合」：一敷地複数施設(異分類)

※2 経過年数は、令和3年3月末を基準とする。

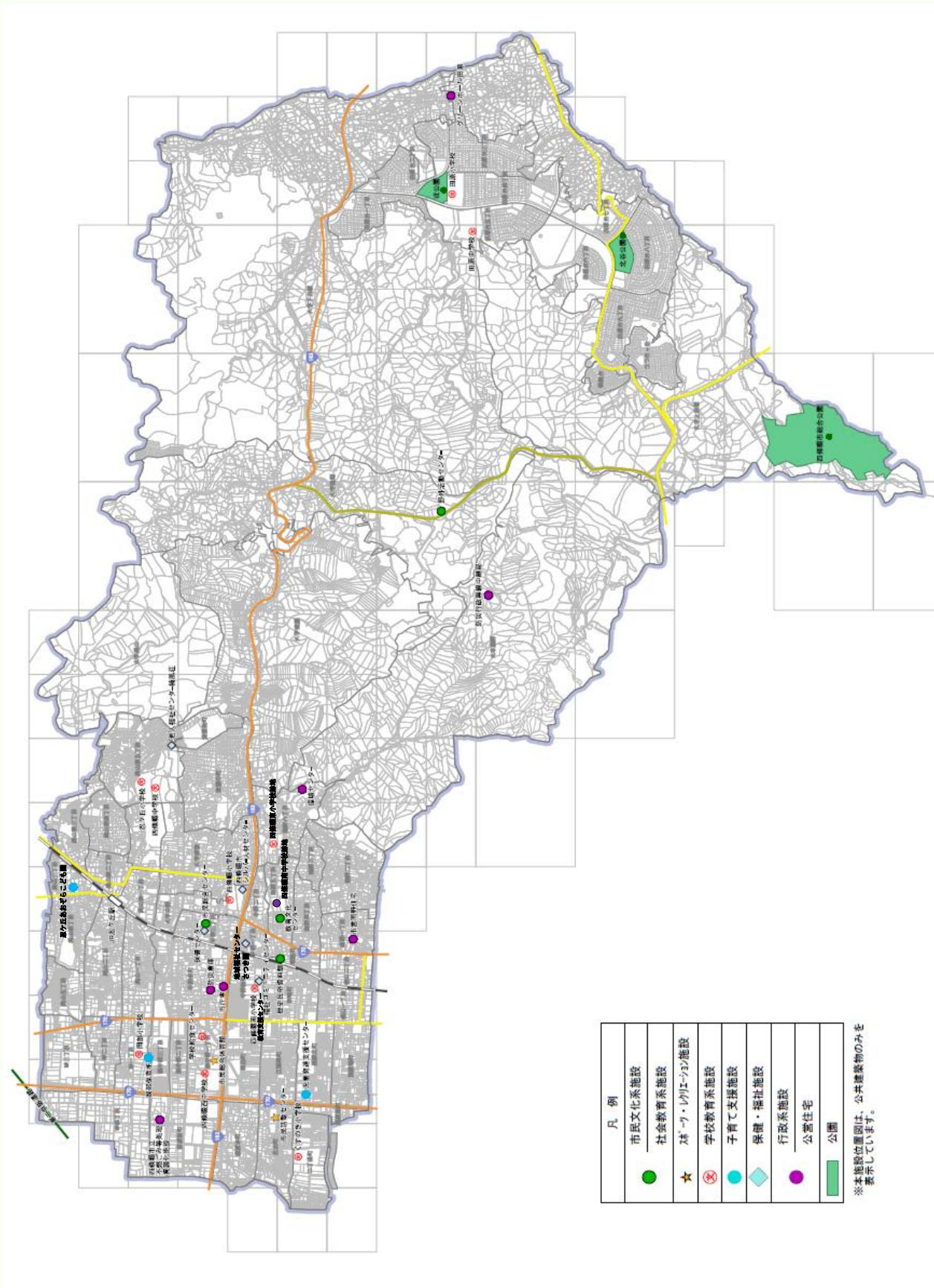


図 公共建築物配置図(市全域)

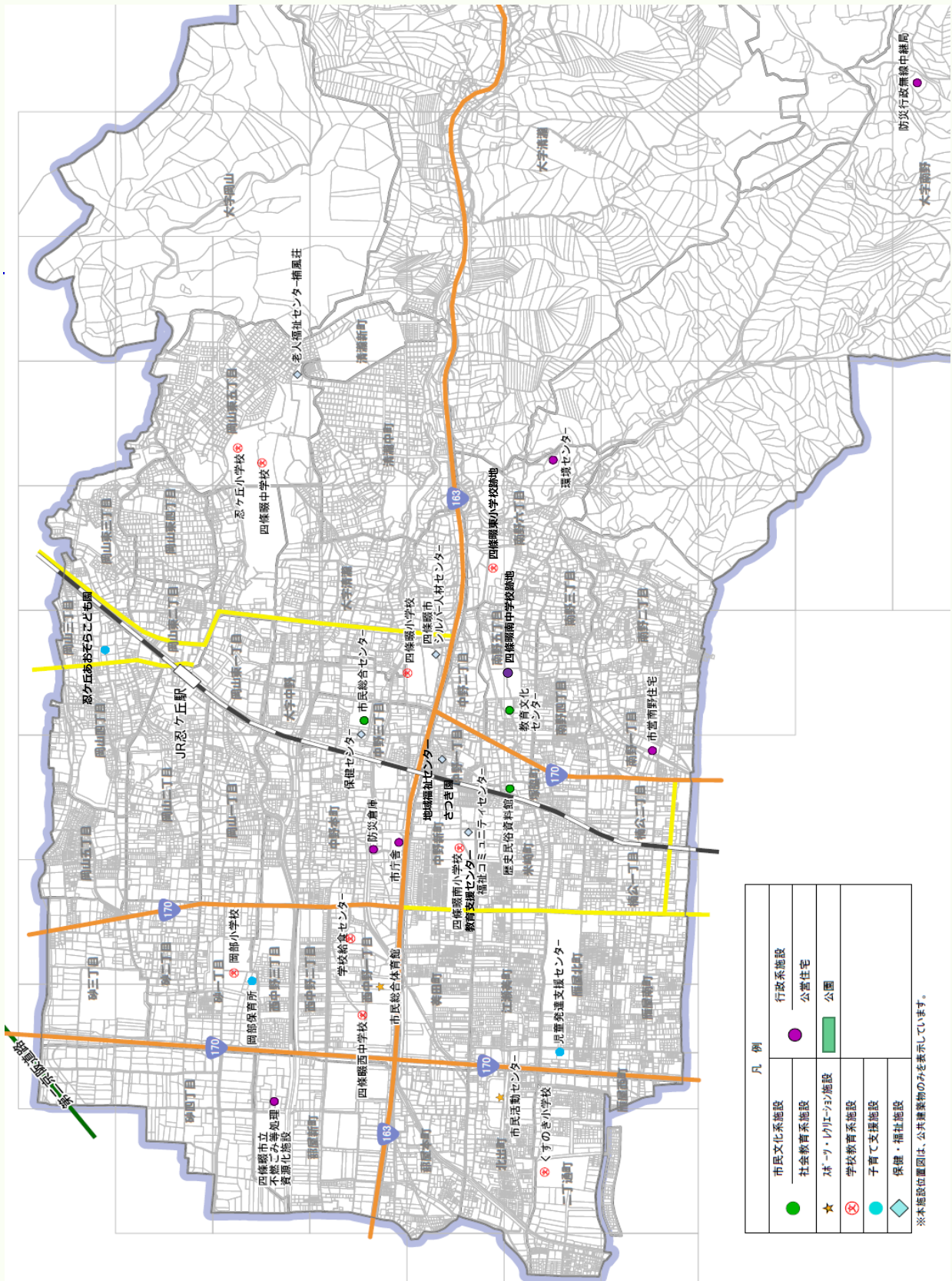


図 公共建築物配置図(西部地域拡大)

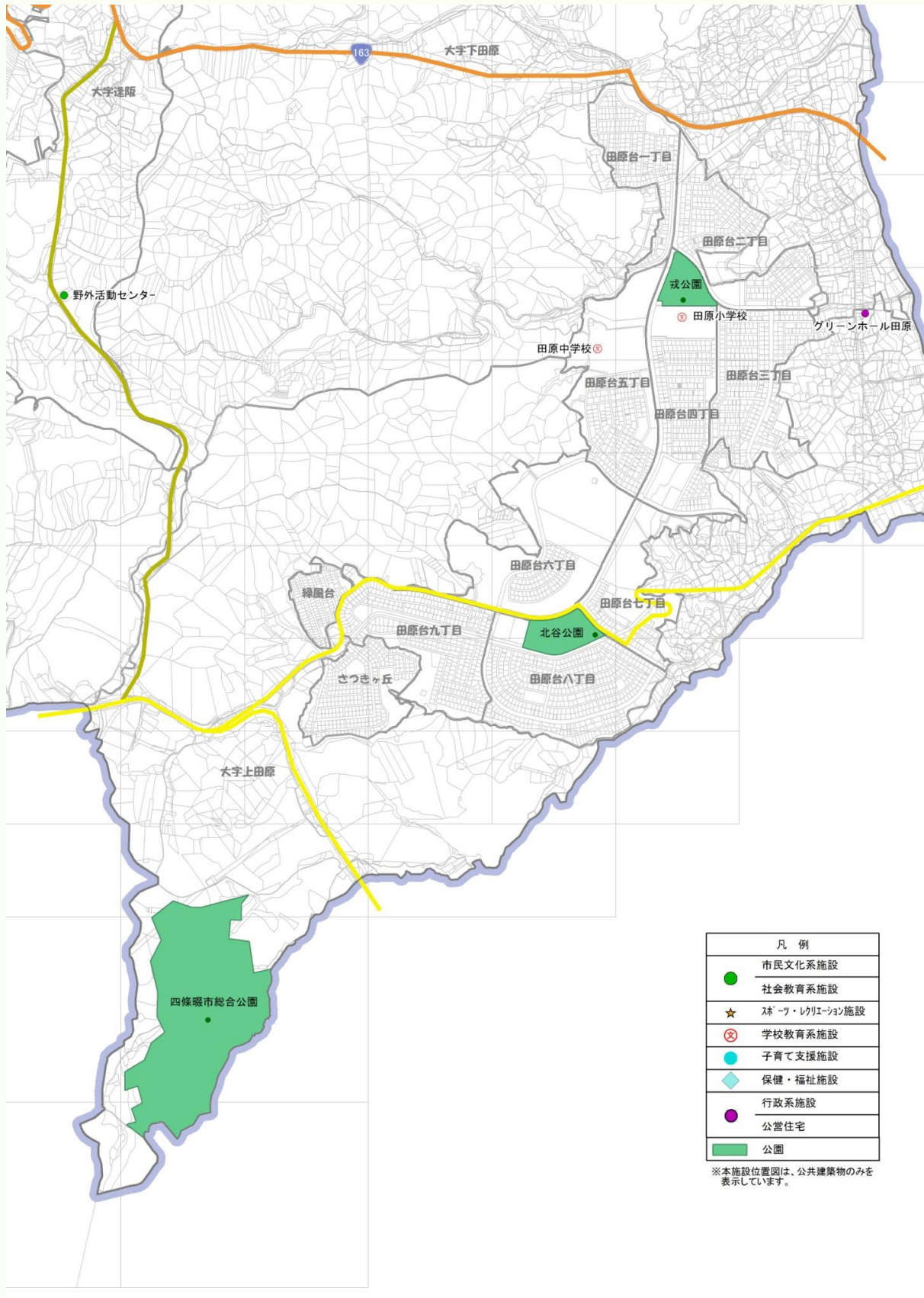
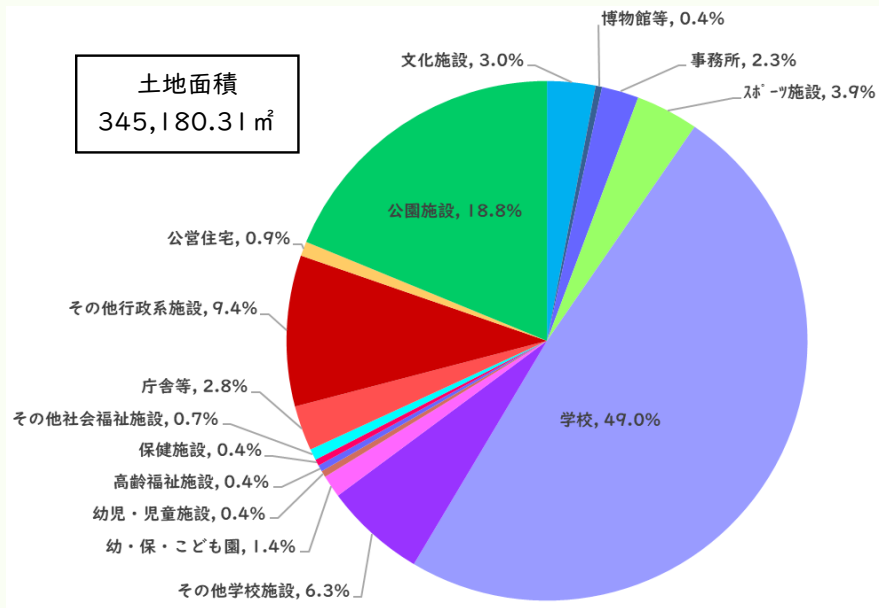


図 公共建築物配置図（東部地域拡大）

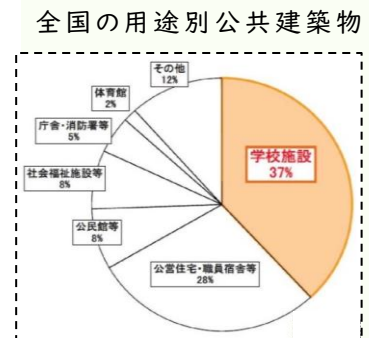
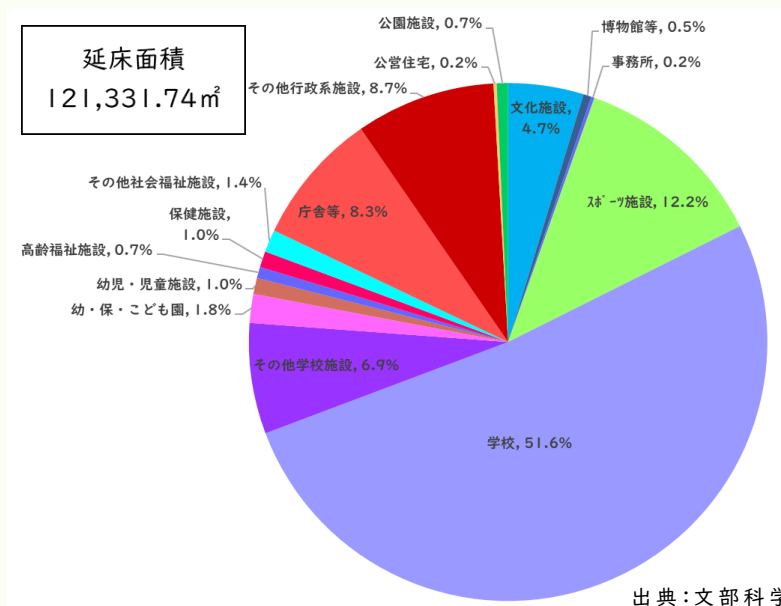
(2) 施設類型別土地面積の状況

- ・ 土地面積全体の約半分が学校の敷地となっています。
- ・ 次いで、公園敷地が約19%であり、学校敷地と公園敷地を合わせると全体の約2/3を占めています。



(3) 施設類型別床面積の状況

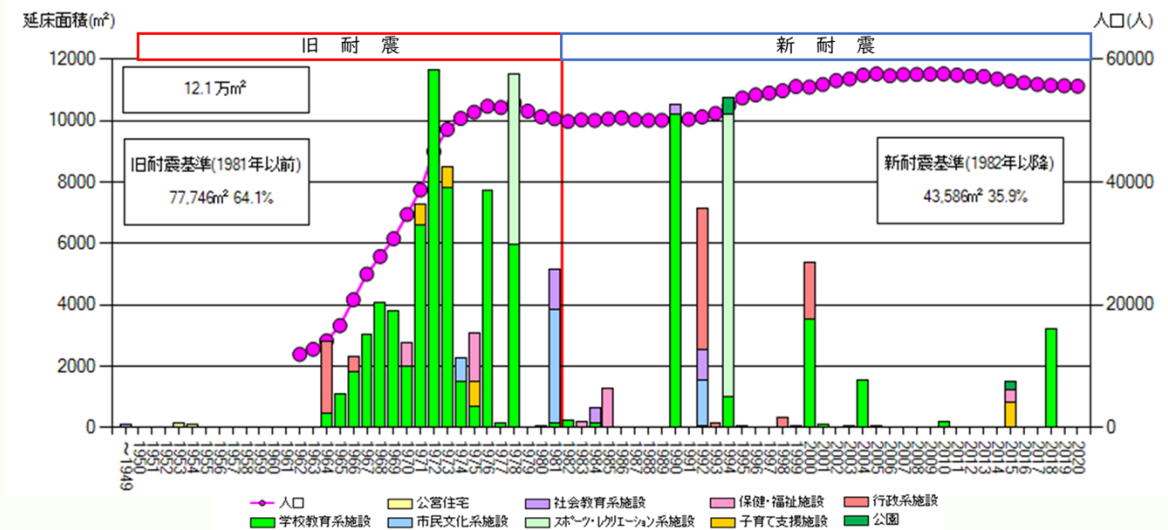
- ・ 公共建築物の延床面積は、約12万 m²です。
- ・ 学校施設が約半分を占めています。
- ・ 全国平均では割合の高い公営住宅は1%未満となっています。



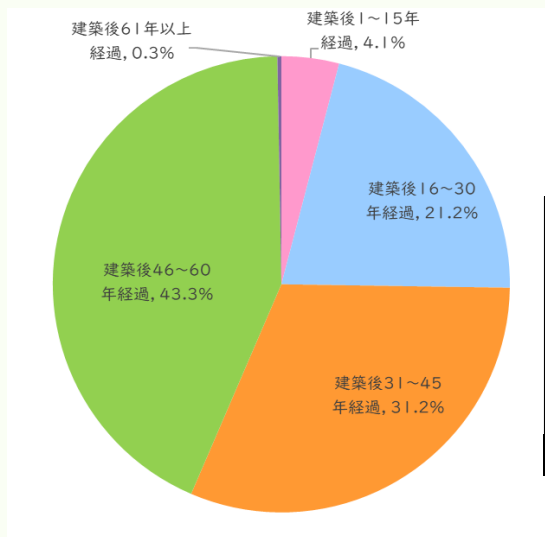
出典：文部科学省資料（平成22年度末現在）

(4) 施設年代別整備状況

- ・ 多くの公共建築物は、人口の急速な増加に伴い、1960年代後半から1970年代及び1990年代にかけて集中的に整備しています。
- ・ 整備後31年以上経過した建築物においては、老朽化が進んでいることから、今後、改修又は更新の必要があります。



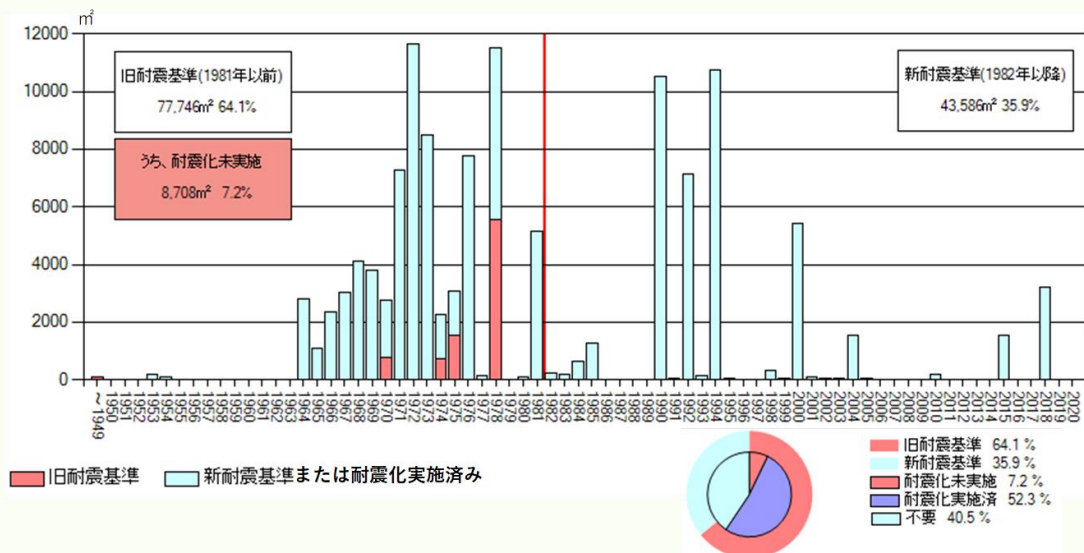
経過年数
(延床面積割合)



経過年数	面積 (㎡)
建築後1～15年経過	4,941.22
建築後16～30年経過	25,687.18
建築後31～45年経過	37,873.30
建築後46～60年経過	52,490.49
建築後61年以上経過	339.55
合計	121,331.74

(5) 施設の耐震状況

- ・ 新耐震基準の建物が約36%、旧耐震基準の建物が約64%あり、旧耐震基準の建築物が多くを占めています。
- ・ 旧耐震基準の建物のうち、耐震化未実施の建物は約7%となっています。



1-2. その他(建築物を有さない施設)

(1) スポーツ・レクリエーション施設

本市が管理している建築物を有さないスポーツ・レクリエーション施設は、6箇所となっています。

令和3年3月31日現在

施設名	開設年度	敷地面積(㎡)
市民グラウンド(テニスコートを含む)	1979	20,000.00
市民運動広場さつき	1980	3,000.00
市民運動広場清滝	1989	3,400.00
青少年コミュニティー運動広場	1996	6,000.00
田原テニスコート	2009	2,040.64
なわて水みらいセンターテニスコート	2011	2,972.67

(2) 遺跡公園

本市が管理している遺跡公園は、2箇所となっています。

令和3年3月31日現在

施設名	開設年度	敷地面積(㎡)
(仮称)正法寺跡遺跡公園	未開放	1,000.00
千光寺跡移築広場	2001	1,311.00

1-3. インフラ資産の現況

(1) 道路

本市が管理している道路は、市道及び専用歩道をあわせて約182km、面積約1,035千㎡となっています。

令和3年3月31日現在

種別	実延長(m)	道路部面積(㎡)	路線数
一級路線(専用歩道除く)	11,555.20	165,883.05	16
二級路線(専用歩道除く)	9,052.54	61,412.04	12
その他路線(専用歩道除く)	155,397.51	765,682.24	957
専用歩道	6,367.99	42,267.79	49
合計	182,373.24	1,035,245.12	1,034

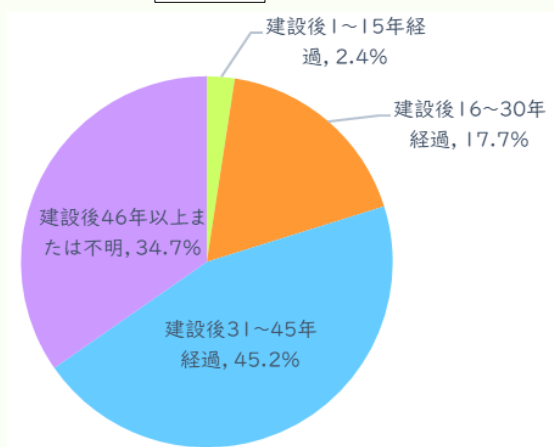
(2) 橋りょう

本市が管理している橋りょう(橋長2m以上)は、124橋、総延長約934m、総面積約5,300㎡となっています。

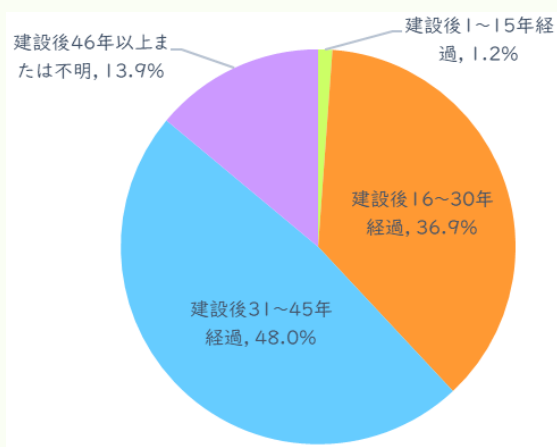
令和3年3月31日現在

数量	実延長(m)	道路部面積(㎡)
124	934.94	5,277.31

本数



面積



(3) 公園等

本市が管理している都市公園（墓園を除く。）は 15 箇所、児童遊園が 16 箇所、開発公園が59箇所、緑地が 34 箇所となっています。

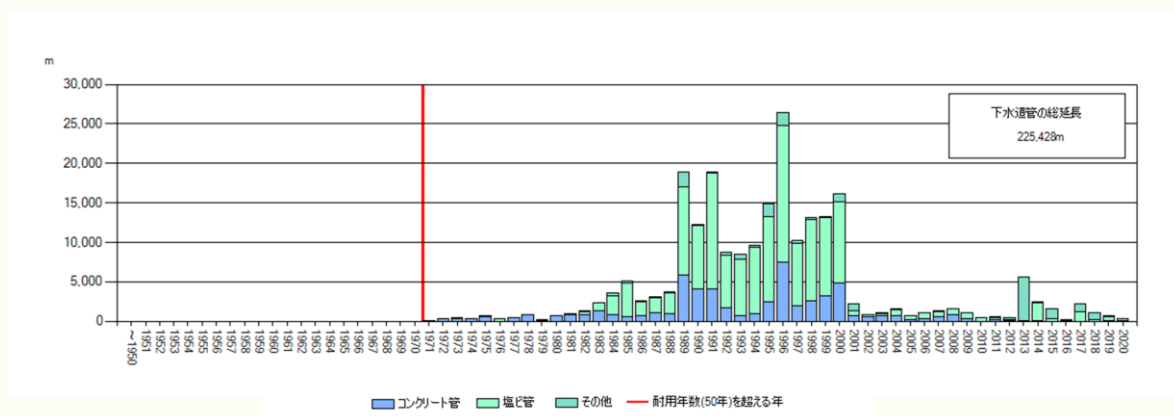
◆公園等リスト

令和3年3月31日現在

公園等	箇所	供用面積 (㎡)
都市公園	15	115,208.19
街区公園	10	26,033.62
近隣公園	2	44,197.57
総合公園	1	43,100.00
その他	2	1,877.00
児童遊園	16	9,596.29
開発公園	59	13,040.08
緑地	34	103,521.28

(4) 下水道

本市が管理している下水道施設は、管路延長が約 225.4km、汚水ポンプ場が3箇所となっています。



令和3年3月31日現在

建物名	施設類型		配置形態	建築年度	経過年数	敷地面積 (㎡)	建物総延床面積 (㎡)
	大分類	中分類					
田原汚水ポンプ場	下水道施設	下水道施設	単独	1993	27	22,700.00	2,279.65
上田原汚水ポンプ場	下水道施設	下水道施設	単独	1992	28	270.06	86.08
下田原汚水ポンプ場	下水道施設	下水道施設	単独	1996	22	150.00	38.75

(5) ため池

本市が所有しているため池は、12箇所となっています。

令和3年3月31日現在

ため池名称	岡山新池	新聞池	鳥ヶ池	大谷池	竜王池	茨池	室池(砂溜池)	室池(中ヶ池)	室池(古池)	室池(新池)	水車池	瓢箪池
堤高(m)	4.0	7.0	7.0	5.0	10.8	7.0	7.0	6.0	8.0	17.0	10.0	3.0
総貯水量(m ³)	28,000	11,800	30,000	5,200	19,300	14,000	39,800	35,000	182,000	155,100	7,200	2,800

1-4. 普通財産

本市が所有している普通財産は9箇所となっています。

令和3年3月31日現在

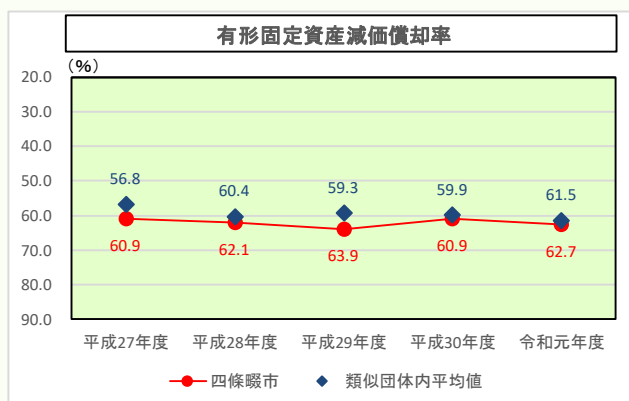
名称	敷地面積(㎡)	名称	敷地面積(㎡)
駐車場等貸付用地(楠公一丁目)	1,913.13	くすの木園跡地	2,089.25
駐車場貸付用地(岡山東一丁目)	1,013.58	四條畷荘跡地	5,494.33
駐車場貸付用地(楠公二丁目)	1,638.49	水道施設跡地	757.60
駐車場貸付用地(雁屋北町)	166.56	田原台六丁目土地	37,052.26
		四條畷西中学校サブグラウンド	1,248.37

1-5. 施設保有量、有形固定資産減価償却率の推移

(1) 施設保有量の推移

区分		平成27年度末	令和2年度末	増減		
公共施設	建築物	施設数	37	37	0	
		土地面積(㎡)	345,306.07	345,180.31	▲125.76	
		延床面積(㎡)	119,510.41	121,331.74	1,821.33	
	その他	スポーツ系施設	箇所	6	6	0.00
			土地面積(㎡)	37,413.31	37,413.31	0.00
		遺跡公園	箇所	2	2	0.00
インフラ資産	道路	実延長(m)	180,621.40	182,373.24	1,751.84	
		道路部面積(㎡)	892,804.12	1,035,245.12	142,441.00	
		路線数	1,000	1,034	34	
	橋りょう	数量	123	124	1	
		実延長(m)	930.94	934.94	4.00	
		道路部面積(㎡)	5,251.71	5,277.31	25.60	
	公園等	都市公園	箇所	15	15	0
			供用面積(㎡)	92,708.19	115,208.19	22,500.00
		児童遊園	箇所	16	16	0
			供用面積(㎡)	9,596.29	9,596.29	0
		開発公園	箇所	58	59	1
			供用面積(㎡)	12,864.16	13,040.08	175.92
	緑地	箇所	34	34	0	
		供用面積(㎡)	103,521.28	103,521.28	0.00	
	下水道	管路延長(m)	207,086	225,428	18,342	
	ため池	箇所	12	12	0	
		総貯水量(㎡)	530,200	530,200	0	
	普通財産	箇所	7	9	2	
		土地面積(㎡)	48,035.95	51,373.57	3,337.62	

(2) 有形固定資産減価償却率の推移



令和元年度は前年度から1.8ポイント上昇し、類似団体内平均値より高いため、平成28年度策定の公共施設等総合管理計画と令和元年度策定の個別施設計画に基づき老朽化対策等に取り組む。

出典：財政課

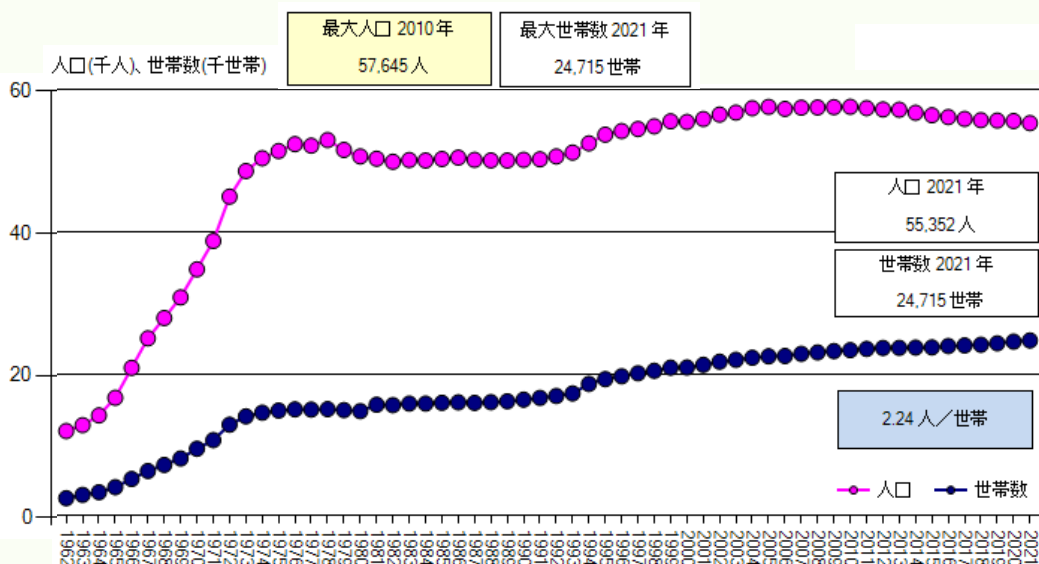
2. 人口の現況・将来見通し

2-1. 人口及び世帯数の現況

本市の人口（住民基本台帳）は、1960年代後半から急速に増加し、その後5万人程度を維持し、平成2（1990）年に関西文化学術研究都市に位置する東部の田原台のまちびらきにより、以降、微増傾向となりましたが、平成22（2010）年の57,645人をピークに近年は横ばいから微減傾向に推移してきています。令和3（2021）年の住民基本台帳人口は、55,352人となり、減少傾向がやや強くなっています。

世帯数についても、人口と同様に1960年代後半から急速に増加し、それ以降はゆるやかな増加傾向にあり、令和3（2021）年の世帯数は過去最多の24,715世帯となっています。

◇人口推移（1962年～2021年）

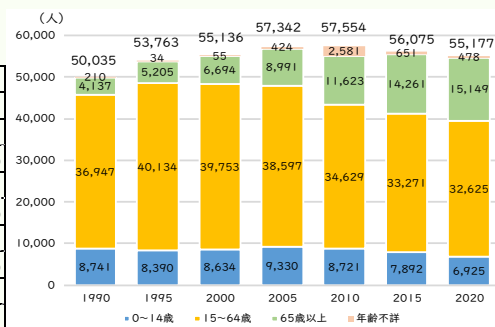


出典：住民基本台帳（四條畷市 HP）（各年3月末時点）

国勢調査による年齢階層別では、令和2（2020）年度「15歳未満」12.7%、「15歳以上65歳未満」59.6%、「65歳以上」27.7%となっており、「15歳未満」は微減傾向、「15歳以上65歳未満」は概ね横ばい、「65歳以上」は微増傾向を示しています。

年齢階層別人口推移（1990～2020年）

	1990	1995	2000	2005	2010	2015	2020
総数	50,035	53,763	55,136	57,342	57,554	56,075	55,177
0～14歳	8,741 17.5%	8,390 15.6%	8,634 15.7%	9,330 16.4%	8,721 15.9%	7,892 14.2%	6,925 12.7%
15～64歳	36,947 74.2%	40,134 74.7%	39,753 72.2%	38,597 67.8%	34,629 63.0%	33,271 60.0%	32,625 59.6%
65歳以上	4,137 8.3%	5,205 9.7%	6,694 12.2%	8,991 15.8%	11,623 21.1%	14,261 25.7%	15,149 27.7%
年齢不詳	210	34	55	424	2,581	651	478



出典：国勢調査（四條畷市 HP）（各年10月1日、割合は年齢不詳を除く。）

2-2. 将来人口予測

(1) 国立社会保障・人口問題研究所の将来人口推計

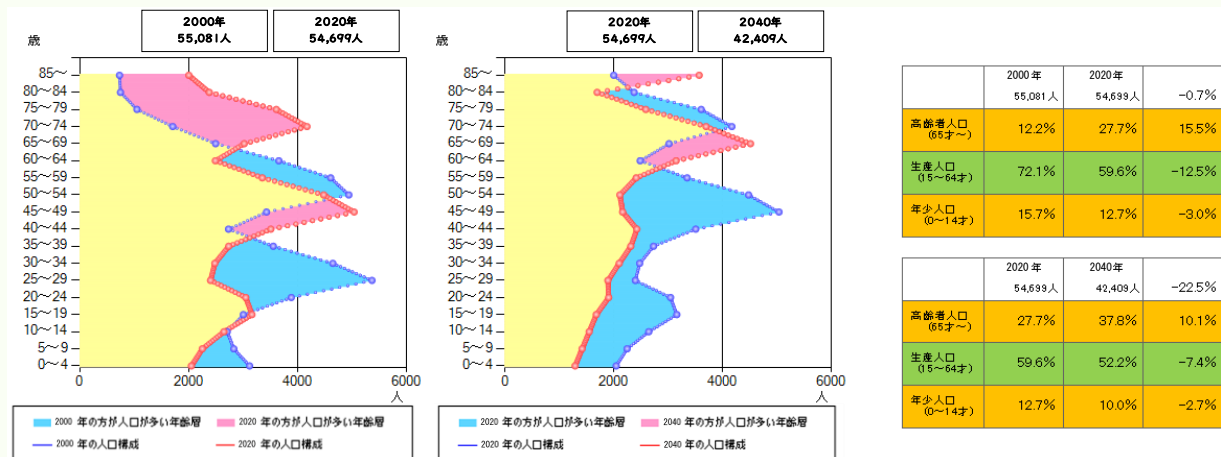
本市の将来人口は、国立社会保障・人口問題研究所（以下、「社人研」という。）によると、平成27（2015）年以降減少に転じると予測されています。令和22（2040）年には42,409人と令和2（2020）年から約21.8%減となります。

一方、年齢階層人口割合はこれまでと大きく異なり、令和22（2040）年で「15歳未満」10.0%、「15歳以上65歳未満」52.2%、「65歳以上」37.8%となっています。特に、「65歳以上」の割合は平成12（2000）年の割合の約3倍となっています。

○高齢者 ・2020年:27.7% ⇒ 2040年予測:37.8%

○年少者 ・2020年:12.7% ⇒ 2040年予測:10.0%

年齢階層別将来人口推計



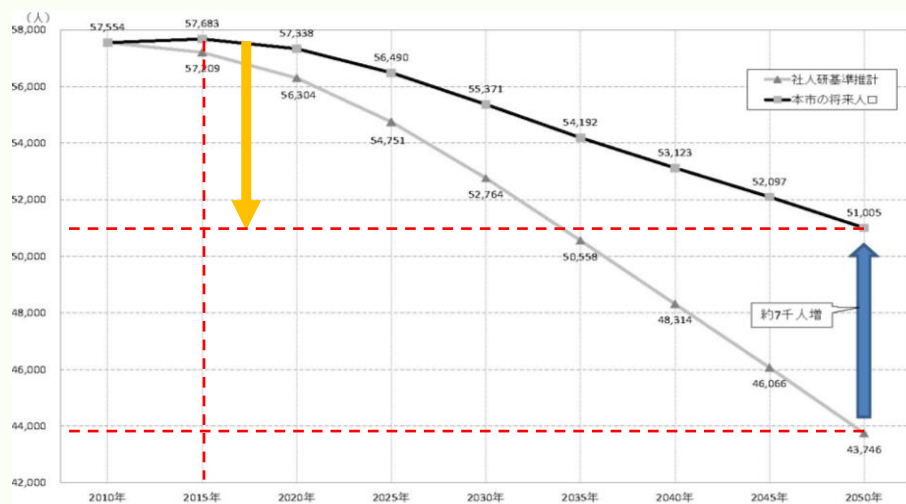
出典：2000年-2020年 国勢調査（年齢不詳分は含めない。）

2025年-2040年 国立社会保障・人口問題研究所

(2) 四條畷市人口ビジョン

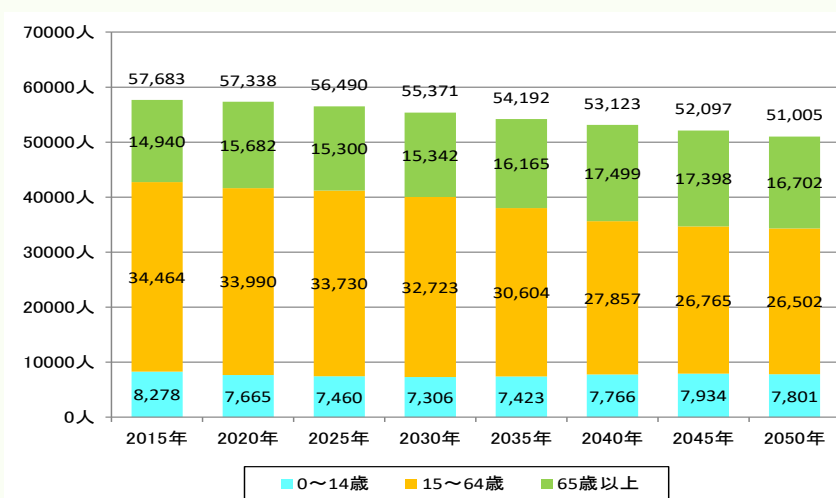
社人研将来推計人口の、出生率及び社会動態に人口減少克服の取り組みを加味した「人口ビジョンの将来展望」は下記グラフの示すとおり、社人研基準推計準拠値と比較して人口減少が緩やかになり、28年後（令和32（2050）年）には約51,005人をめざします。

◇社人研と人口ビジョン将来推計人口（平成22（2010）年～令和32（2050）年）



出典：四條畷市人口ビジョン

◇人口ビジョン将来推計3区分人口（平成27（2015）年～令和32（2050）年）



	2015	2020	2025	2030	2035	2040	2045	2050
総数	57,683	57,338	56,490	55,371	54,192	53,123	52,097	51,005
0～14歳	8,278	7,665	7,460	7,306	7,423	7,766	7,934	7,801
	14.4%	13.4%	13.2%	13.2%	13.7%	14.6%	15.2%	15.3%
15～64歳	34,464	33,990	33,730	32,723	30,604	27,857	26,765	26,502
	59.7%	59.3%	59.7%	59.1%	56.5%	52.4%	51.4%	52.0%
65歳以上	14,940	15,682	15,300	15,342	16,165	17,499	17,398	16,702
	25.9%	27.4%	27.1%	27.7%	29.8%	32.9%	33.4%	32.7%

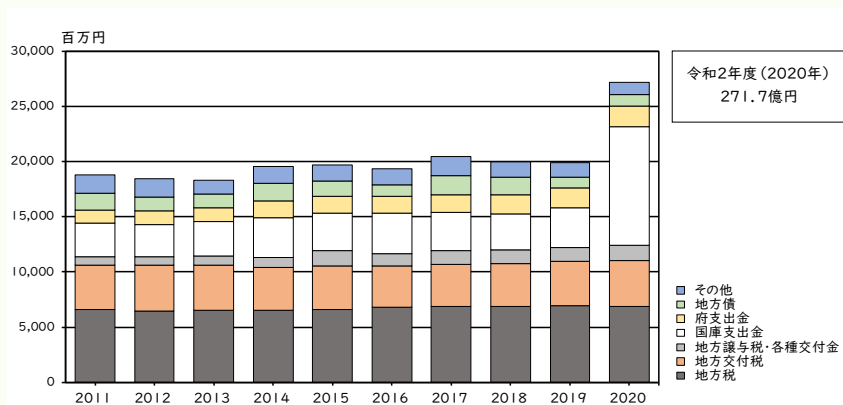
参考：四條畷市人口ビジョン

3. 財政の現況と将来の費用の見通し

3-1. 財政の現況

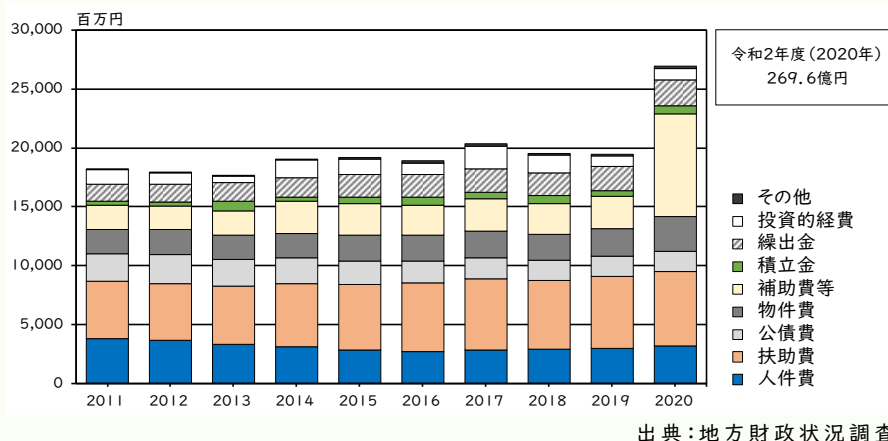
(1) 歳入決算額の推移(款別・普通会計決算)

- ・ 歳入全体に対して自主財源である地方税の占める割合が低く、地方交付税に頼らざるをえない構造となっています。
- ・ 地方税は、個人市民税と固定資産税で大部分を占めており、法人基盤が脆弱なため法人市民税の占める割合が小さいことから、景気悪化による影響は受けにくい反面、企業業績の好調などによる大幅な増収増加は見込めません。
- ・ 令和2年度の国庫支出金は、新型コロナウイルス感染症対策としての特別定額給付金給付事業費補助金等があったため、例年に比べ著しく増加しています。



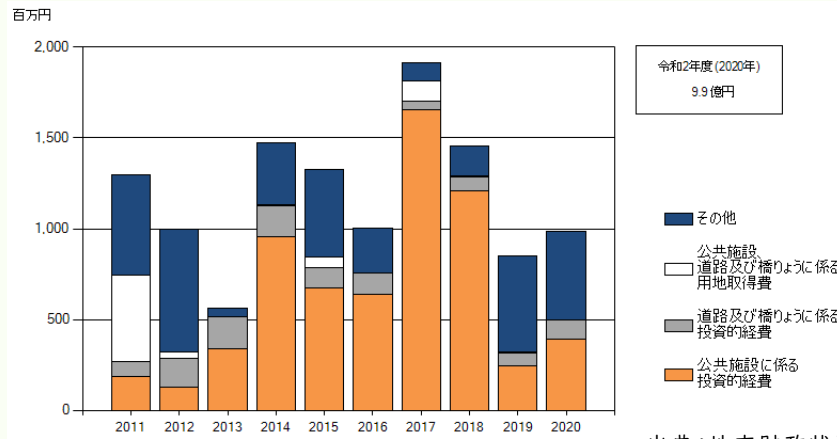
(2) 歳出決算額の推移(性質別・普通会計決算)

- ・ 人件費は、平成29年度を分岐点に新陳代謝による自然減が逆転したことにより増加傾向となり、高齢化の進展による介護保険関連経費(扶助費や繰出金)や新ごみ焼却場の新設に伴う一部事務組合負担金の増などによる補助費等も増加傾向となっています。
- ・ 令和2年度の補助費等は、新型コロナウイルス感染症対策としての特別定額給付金給付費等の影響により著しく増加しています。



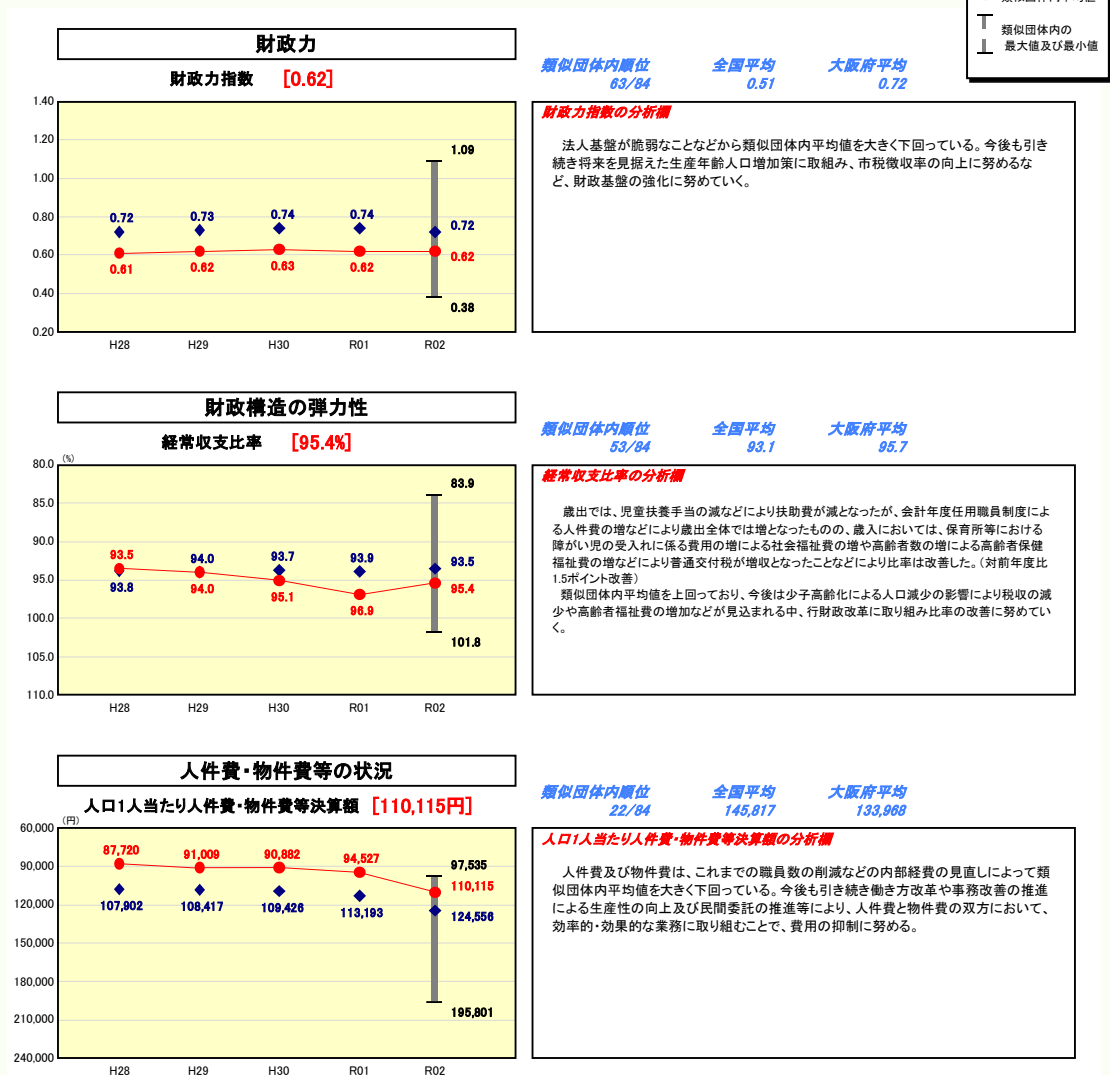
(3) 投資的経費の推移

- 公共施設やインフラ資産の改修、更新等に係る投資的経費の直近10カ年平均は、約11.87億円となり、そのうち、公共施設、道路及び橋りよの投資に係る直近10カ年平均は、約8.24億円です。



出典：地方財政状況調査

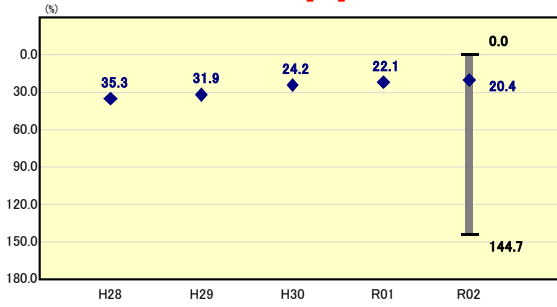
(4) 他団体との財政指標比較



出典：財政状況等資料集(令和2年度)

将来負担の状況

将来負担比率 [-%]



類似団体内順位
1/84

全国平均
24.9

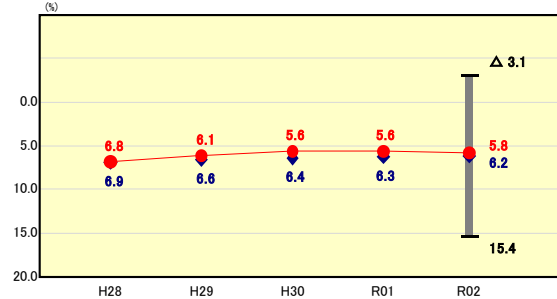
大阪府平均
0.0

将来負担比率の分析欄

平成29年度は、新ごみ処理施設建設に伴う組合債の増及び公共施設老朽化対策等に伴う市債の増により悪化した。しかしながら、今後の公共施設等の更新費用などへの財源とするため、計画的に基金への積み立てを行ったことなどから、平成30年度以降は、再度改善しており、類似団体内平均値も下回っている。
今後も公共施設の老朽化対策等を見込んでいるため、市債の発行については十分に精査検討し、将来への負担の軽減に努めていく。

公債費負担の状況

実質公債費比率 [5.8%]



類似団体内順位
38/84

全国平均
5.7

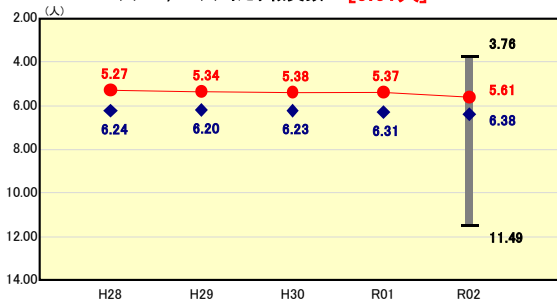
大阪府平均
3.4

実質公債費比率の分析欄

計画的な市債の発行に加え、過去に発行した市債の完済により、元利償還金は改善傾向であるが、新ごみ処理施設建設に伴う組合債の増に伴い準元利償還金が増となり比率は悪化した(対前年比0.2ポイント悪化)、類似団体内平均値は下回っている。
今後は、公共施設の老朽化対策等に伴う償還が見込まれるため、引き続き計画的な市債の発行に努め、公債費負担が増大しないように努めていく。

定員管理の状況

人口1,000人当たり職員数 [5.61人]



類似団体内順位
25/84

全国平均
8.16

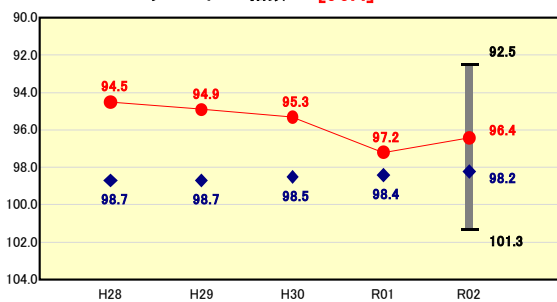
大阪府平均
8.48

人口1,000人当たり職員数の分析欄

第2次行政改革プランの方針に基づいて、業務の最適化による職員数の適正配置、業務の効率化、民間委託の推進など費用対効果の追求及び生産性の向上を図り、類似団体内平均値を下回っている。働き方改革による業務改善を進めつつ、職員数の適正管理に努めていく。

給与水準 (国との比較)

ラスパイレース指数 [96.4]



類似団体内順位
15/84

全国市平均
98.8

全国町村平均
96.3

ラスパイレース指数の分析欄

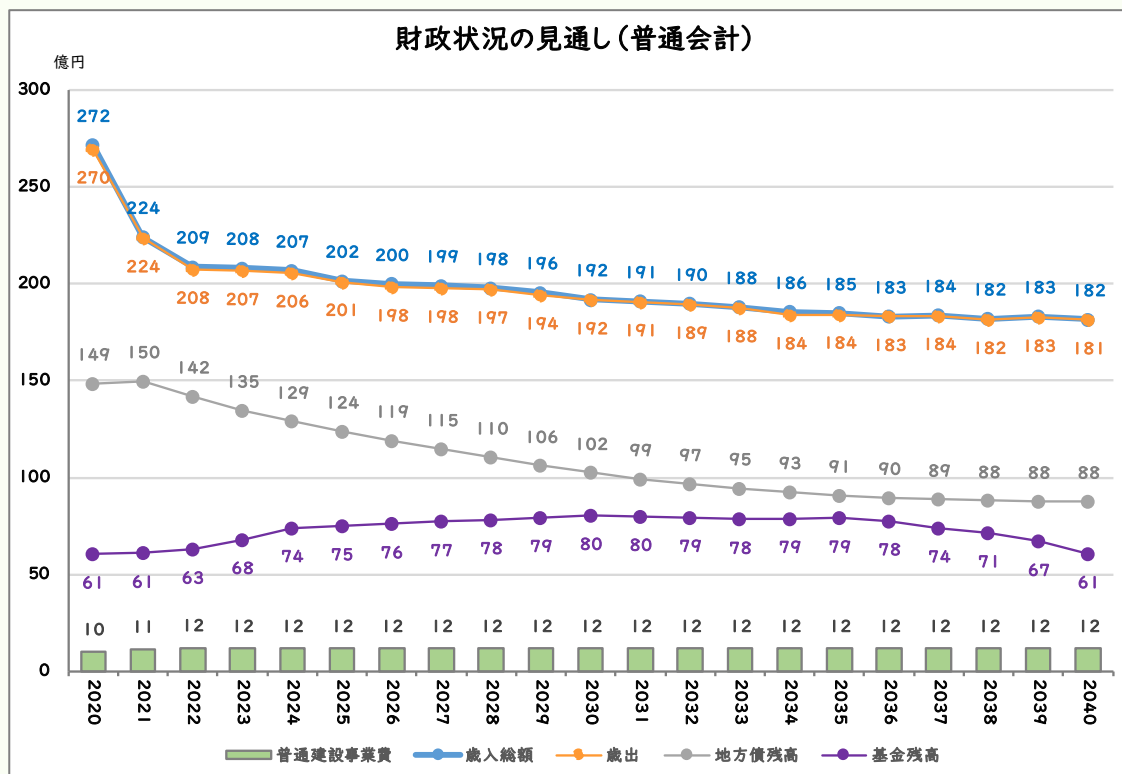
職員の新陳代謝が進み、比較的若年層職員へと職員構成が変化するため、令和2年度も依然として、全国平均及び類似団体平均値を下回っている。今後も適正な給与水準の維持に努めていく。

※類似団体とは、総務省により人口と産業構造(産業別就業人口の構成比)から市町村を分類したものであり、四條畷市は「Ⅱ-1」(人口:5万人以上10万人未満、産業構造:3次産業55%以上)に分類

出典:財政状況等資料集(令和2年度)

3-2. 財政状況の見通し

この財政状況の見通しは、令和2年度決算数値及び令和3年度一般会計補正予算（第6号）までの内容をもとに、現状の施策を継続実施していくことを前提とし、人口の減少による影響や各事業費の伸び率などを加味して作成しています。なお、国及び府が行う制度改正をはじめ、今後の社会情勢の変化によっては、各数値は大きく変動する可能性があります。



これまでの行財政改革の取り組みにより、限られた財源での財政運営をすることが可能となりましたが、人口減少の影響範囲は非常に大きく、歳入では市税や地方交付税（※令和4（2022）年度以降は臨時財政対策債振替相当額を普通交付税にて計上）が年々減少していくことから、令和13（2031）年度以降は、1億円を超える財政調整基金からの繰入が必要と見込んでいます。

歳出では、アウトソーシングなどの推進により、物件費の増加を毎年度見込むとともに、高齢化の進展により後期高齢者医療費の伸びによる繰出金の増加を令和7（2025）年度までは見込んでいますが、人口減少により歳出全体的に減少で推移すると見込んでいます。また、公債費は、一定の普通建設事業を予定しておりますが、低金利の効果もあり徐々に減少していく見込みです。

以上のことから、今後の実質収支は、公共施設等の更新整備費やこれらに伴う公債費への影響を考慮しても、令和22（2040）年度までは実質収支黒字で推移できると見込んでいます。

しかしながら、令和13（2031）年度以降については、基金からの繰入に頼らざるを得ない財政運営が見込まれることから、収支に与える影響が特に大きい人口減少対策や普通建設事業を中心に将来を見据えた施策の推進が必要です。

出典：財政課

4. 公共施設等の修繕・更新等に係る将来の費用の見通し

4-1. 将来更新費用試算の条件整理

総務省の「公共施設等更新費用試算ソフト Ver.2.10」（以下：試算ソフト）により将来の更新費用の推計を行いました。

本計画の計画期間は、2016年から2050年までの35年間ですが、試算ソフトにおける更新費用の試算期間は、調査年度から40年間（固定値）となっていることから、以下の事項をもとに2016年から2055年までの更新費用を試算しました。

- ・2016年から2020年までは、実績額を記載。
- ・2021年から2055年までは、試算ソフトを用いて算出。

◇公共施設等の修繕・更新等に係る将来の費用の算出条件

【公共建築物】

○対象費用 大規模修繕費・更新費

○算出根拠 試算ソフトの算出方法に準じます。

※施設ごとに、「更新年数・大規模修繕時期」に達した時点で、延べ面積に「単価表」に示すそれぞれの単価を乗じ、40年間における総額を算出。

○単価表（試算ソフトより 以下の表参照）

区分	大規模修繕	更新
市民文化系施設	25 万円/㎡	40 万円/㎡
社会教育系施設	25 万円/㎡	40 万円/㎡
スポーツ・レクリエーション系施設	20 万円/㎡	36 万円/㎡
学校教育系施設	17 万円/㎡	33 万円/㎡
子育て支援施設	17 万円/㎡	33 万円/㎡
保健・福祉施設	20 万円/㎡	36 万円/㎡
行政系施設	25 万円/㎡	40 万円/㎡
公営住宅	17 万円/㎡	28 万円/㎡
その他	20 万円/㎡	36 万円/㎡

○更新年数・大規模修繕時期

更新年数は、試算ソフトの初期設定値である60年を基本とします。（基本的には、建築から60年で建て替えるものとして試算）

大規模修繕については、試算ソフト同様、更新年数の半分の時点で実施するものとしてします。（建築から30年で大規模修繕を行うものとして試算）

○個別施設計画における将来更新費用

公共建築物については、個別施設計画において、短期の[前期]による再編を実施した場合の将来更新費用(2019年~2057年)を試算していることから、以下の事項をもとに「②公共施設の再編や長寿命化を考慮した将来更新費用の検討」に反映させています。

・2016年から2020年までは、実績額を記載。

・2019年から2055年までは、短期の[前期]による再編を実施した場合の将来更新費用を参照。

【インフラ資産】

①道路

○対象費用 更新費

○算出根拠 試算ソフトの算出方法に準じます。

※「更新年数」に達した時点で、道路面積に更新単価を乗じ、40年間における総額を算出。

・市道 4,700 円/㎡ ・自転車歩行者道 2,700 円/㎡

○更新年数

更新年数は、試算ソフトの初期設定値である15年を基本とします。

○初期設定値の根拠

道路の耐用年数については、平成17年度国土交通白書によると、道路改良部分は60年、舗装部分は10年となっていますが、更新費用の試算においては、舗装の打換えについて算定することがより現実的と考えられることから、舗装の耐用年数の10年と舗装の一般的な供用寿命の12~20年のそれぞれの年数を踏まえ15年とします。したがって、全整備面積をこの15年で割った面積の舗装部分を毎年更新していくと仮定します。

②橋りょう

○対象費用 更新費

○算出根拠 試算ソフトの算出方法に準じます。

※「更新年数」に達した時点で、構造別面積に更新単価を乗じ、40年間における総額を算出。

○単価表(試算ソフトより 以下の表参照)

区 分	更新費用	区 分	更新費用
PC橋	42.5 万円/㎡	石橋	42.5 万円/㎡
RC橋	42.5 万円/㎡	木橋・その他	42.5 万円/㎡
鋼橋	50.0 万円/㎡		

○更新年数

更新年数は、試算ソフトの初期設定値である 60 年を基本とします。

③下水道

○対象費用 更新費

○算出根拠 試算ソフトの算出方法に準じます。

※「更新年数」に達した時点で、管径・管種別延長に更新単価を乗じ、40 年間における総額を算出。

○更新年数

更新年数は、試算ソフトの初期設定値である 50 年を基本とします。

○単価表(試算ソフトより 以下の表参照)

管径区分(下水道)	更新	管種区分(下水道)	更新
~250mm	61 千円/m	コンクリート管	124 千円/m
251mm~500mm	116 千円/m	陶管	124 千円/m
501mm~1000mm	295 千円/m	塩ビ管	124 千円/m
1001mm~2000mm	749 千円/m	更生管	134 千円/m
2001mm~3000mm	1,680 千円/m	その他	124 千円/m
3001mm 以上	2,347 千円/m		

4-2. 将来更新費用の試算結果

(1) 公共建築物

- ・ 2016年から40年間の更新費用は587.1億円、年間更新費用は14.7億円と見込んでいます。

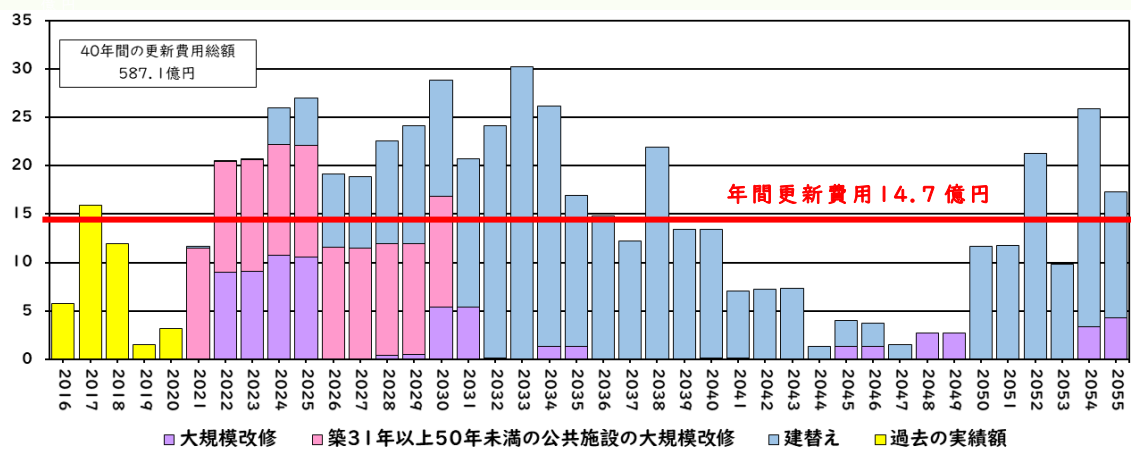


図 公共建築物の更新費用(全施設)

(2) インフラ資産

① 道路

- ・ 2016年から40年間の更新費用は114.5億円、年間更新費用は2.9億円と見込んでいます。

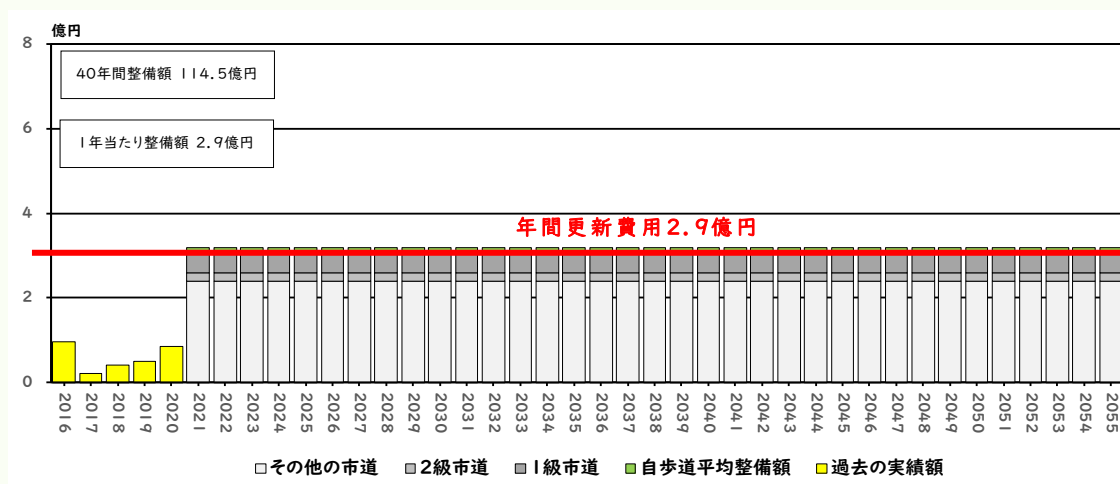


図 道路の更新費用

②橋りょう

- ・ 2016年から40年間の更新費用は21.1億円、年間更新費用は0.5億円と見込んでいます。

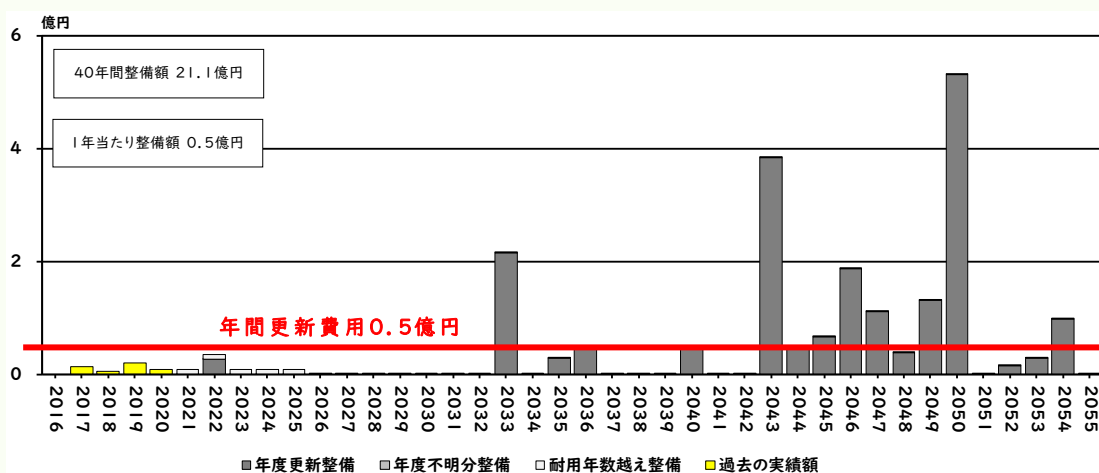


図 橋りょうの更新費用

③下水道

- ・ 2016年から40年間の更新費用は279.6億円、年間更新費用は7.0億円と見込んでいます。

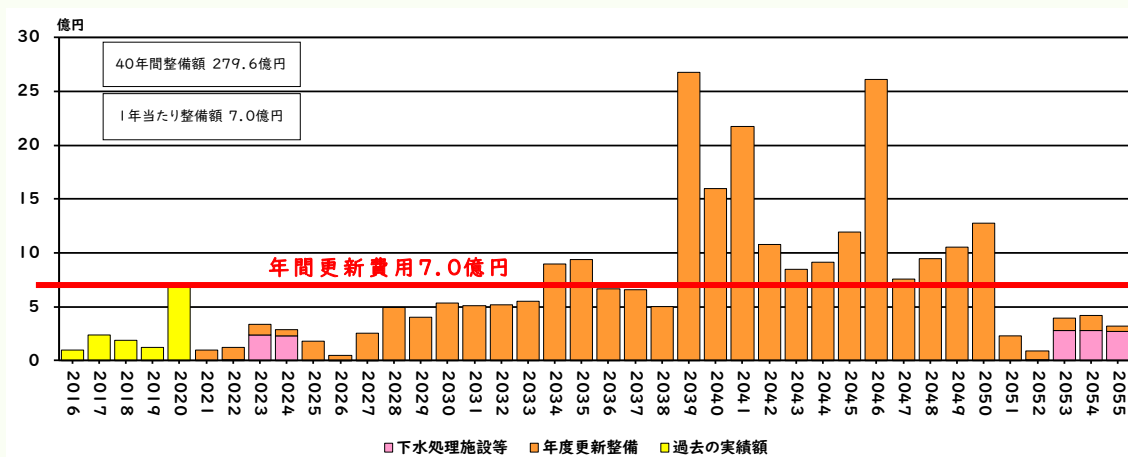


図 下水道の更新費用

④インフラ資産の合計

- ・ 2016年から40年間の更新費用は415.2億円、年間更新費用は10.4億円と見込んでいます。

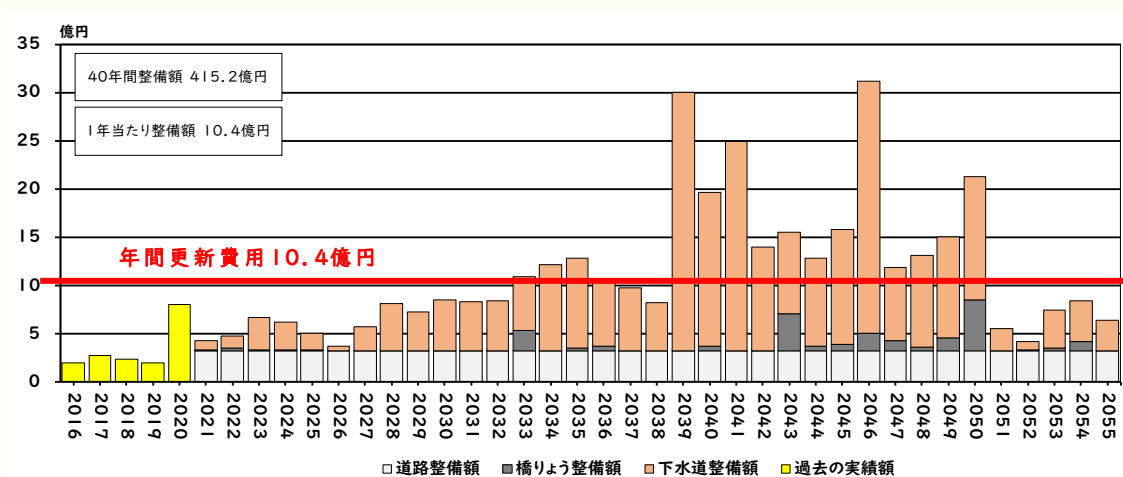


図 インフラ資産の更新費用

(3) 公共施設等に係る将来更新費用の総量

①公共施設等(全施設)

- ・ 2016年から40年間の年間更新費用は25.1億円(総額:1,002.3億円)を見込んでいます。

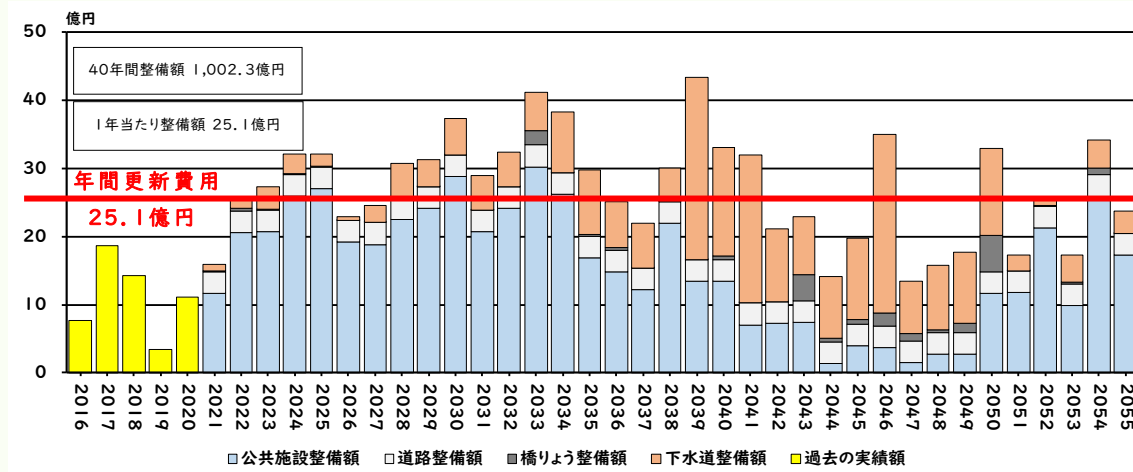


図 公共施設等の更新費用

②公共施設の再編や長寿命化を考慮した将来更新費用の検討

- ・ 個別施設計画の短期〔前期〕による再編を実施した場合とインフラ資産に係る将来の更新費用の算定に「長寿命化の視点」を加味すると、更新費は、年間17.2億円となります。（更新期間、修繕期間を1.2倍に設定する。）
- ・ ①公共施設等（全施設）の年間更新費用と比較して、年間約7.9億円の削減となります。

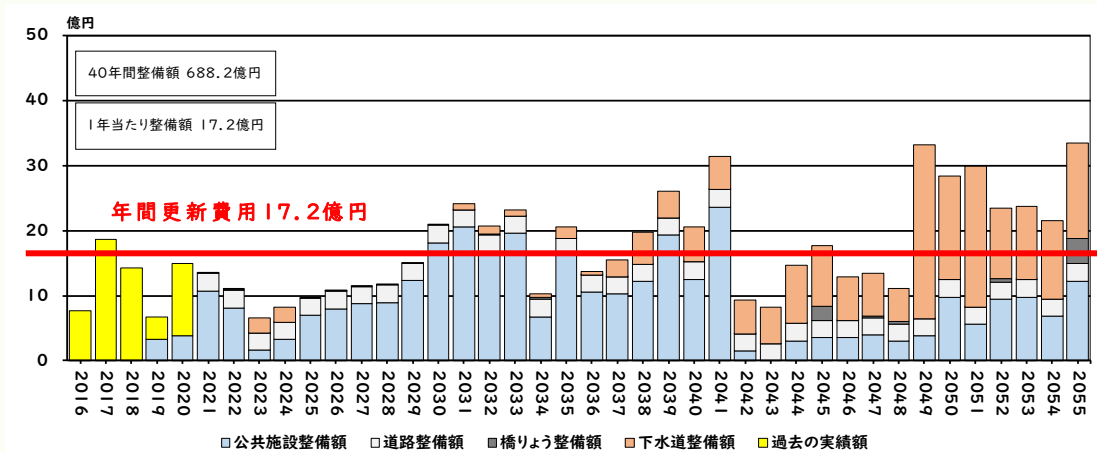


図 公共施設の再編や長寿命化を考慮した更新費用

※参考（使用見込み期間の設定例）

	事後保全型管理における使用見込み期間	予防保全における使用見込み期間
処分制限期間が20年未満の施設	処分制限期間の2倍	事後保全の使用見込み期間の1.2倍と設定 (処分制限×2.4)
処分制限期間が20年以上～40年未満の施設	処分制限期間の1.5倍	事後保全の使用見込み期間の1.2倍と設定 (処分制限×1.8)
処分制限期間が40年以上の施設	処分制限期間の1倍	事後保全の使用見込み期間の1.2倍と設定 (処分制限×1.2)

※この設定は、本指針策定時に行った地方公共団体へのモニタリング調査結果で得られたデータに基づき便宜的に定めたものであり、合理的な根拠となるデータに基づくものではないこと、また地域性、気象条件や利用状況等により適宜調整すべきものであることに留意されたい。

※主な建築物は処分制限期間 40年

出典：公園施設長寿命化計画策定指針（国土交通省）

4-3. 維持管理・更新等に係る経費の見込み

試算した将来更新費用に維持管理・修繕等の経費を加えて、公共施設等に係る経費の見込みを試算しました。

【2016年～2055年】

今後2055年までの公共施設等の維持管理・更新等に係る経費の見込み

(単位:億円)

		維持管理・修繕(①)	改修(②)	更新等(③)	合計(④) (①+②+③)	耐用年数経過時に単純更新した場合(⑤)	長寿命化対策等の効果額(④-⑤)
普通会計	公共施設(a)	137.4	205.3	171.4	514.2	724.5	-210.3
	インフラ資産(b)	8.0	2.9	101.6	112.4	143.6	-31.2
	計(a+b)	145.4	208.2	273.0	626.6	868.1	-241.5
公営事業会計	公共施設(c)	12.0	4.8	8.5	25.3	25.3	0.0
	インフラ資産(d)	8.0	0.0	193.7	201.7	274.3	-72.6
	計(c+d)	20.0	4.8	202.2	227.0	299.6	-72.6
公共施設計(a+c)		149.4	210.1	180.0	539.5	749.9	-210.3
インフラ資産計(b+d)		16.0	2.9	295.3	314.1	417.9	-103.8
合計(a+b+c+d)		165.4	213.0	475.2	853.6	1,167.7	-314.1

【備考】

維持管理・修繕: 施設、設備、構造物等の機能の維持のために必要となる点検・調査、補修、修繕などをいう。なお、補修、修繕については、補修、修繕を行った後の効用が当初の効用を上回らないものをいう。例えば、法令に基づく法定点検や施設管理者の判断で自主的に行う点検、点検結果に基づく消耗部品の取替え等の軽微な作業、外壁コンクリートの亀裂の補修等を行うこと。

改修: 公共施設等を直すこと。改修を行った後の効用が当初の効用を上回るものをいう。例えば、耐震改修、長寿命化改修など。転用も含む。

更新等: 老朽化等に伴い機能が低下した施設等を取り替え、同程度の機能に再整備すること。除却も含む。

長寿命化対策等: 建築物の長寿命化以外にも、公共施設の再編(統廃合、複合化など)、広域化などの対策を含む。すなわち、個別施設計画の内容を反映した経費額。

2016年から2025年までの10年間の試算は以下のとおりです。

【2016年～2025年】

今後10年度間の公共施設等の維持管理・更新等に係る経費の見込み

(単位:億円)

		維持管理・修繕(①)	改修(②)	更新等(③)	合計(④) (①+②+③)	財源活用の見込み	耐用年数経過時に単純更新した場合(⑤)	長寿命化対策等の効果額(④-⑤)
普通会計	建築物(a)	34.4	41.7	34.4	110.5	・学校施設環境改善交付金 ・社会資本整備総合交付金	178.5	-68.0
	インフラ施設(b)	2.0	2.9	14.0	18.9	・道路ストック補助事業 ・防災安全交付金	22.0	-3.1
	計(a+b)	36.4	44.5	48.5	129.4	・公共施設等適正管理推進事業債	200.5	-71.1
公営事業会計	建築物(c)	3.0	4.7	0.0	7.7	・防災安全交付金	7.7	0.0
	インフラ施設(d)	2.0	0.0	13.6	15.6		21.1	-5.5
	計(c+d)	5.0	4.7	13.6	23.3		28.8	-5.5
建築物計(a+c)		37.4	46.4	34.4	118.2		186.2	-68.0
インフラ施設計(b+d)		4.0	2.9	27.6	34.5		43.1	-8.7
合計(a+b+c+d)		41.4	49.3	62.0	152.7		229.3	-76.7

【備考】

維持管理・修繕: 施設、設備、構造物等の機能の維持のために必要となる点検・調査、補修、修繕などをいう。なお、補修、修繕については、補修、修繕を行った後の効用が当初の効用を上回らないものをいう。例えば、法令に基づく法定点検や施設管理者の判断で自主的に行う点検、点検結果に基づく消耗部品の取替え等の軽微な作業、外壁コンクリートの亀裂の補修等を行うこと。

改修: 公共施設等を直すこと。改修を行った後の効用が当初の効用を上回るものをいう。例えば、耐震改修、長寿命化改修など。転用も含む。

更新等: 老朽化等に伴い機能が低下した施設等を取り替え、同程度の機能に再整備すること。除却も含む。

長寿命化対策等: 建築物の長寿命化以外にも、公共施設の再編(統廃合、複合化など)、広域化などの対策を含む。すなわち、個別施設計画の内容を反映した経費額。

4-4. 公共建築物の整備水準

(1) 人口一人当たりの公共建築物総量

① 人口規模別全国自治体との比較

- ・ 本市の平成 22 年時点の人口一人当たりの公共施設延床面積は 2.10 m²であり、全国平均(3.22 m²)や人口類似団体(3.56 m²)と比較して小さくなっています。

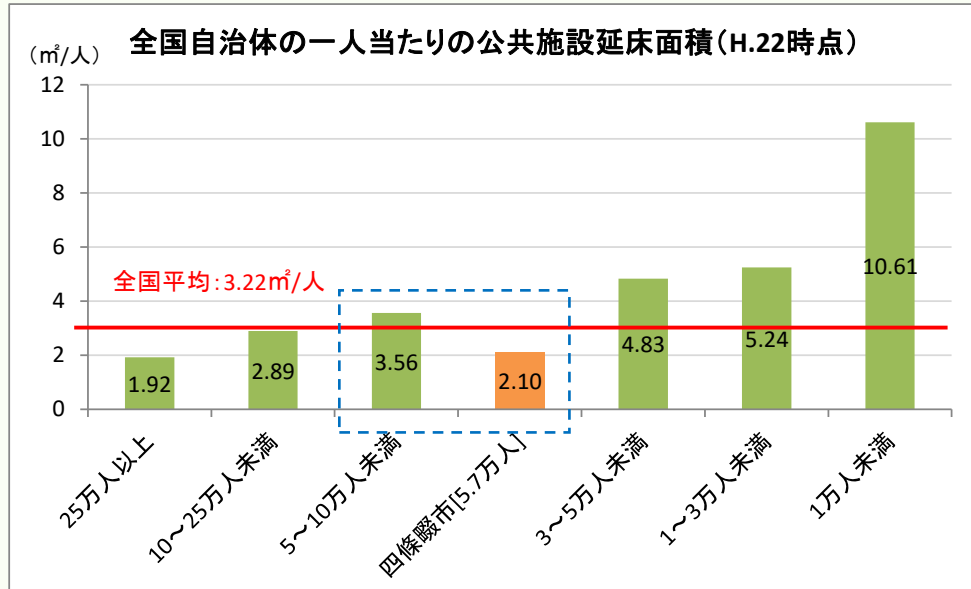


図 全国自治体の一人当たりの公共施設延床面積

資料: 公共施設及びインフラ資産の将来の更新費用の比較分析に関する調査 (H.24.3 総務省)

全国自治体公共施設延床面積データ (H.24.1 東洋大学 PPP 研究センター)

※各自治体の人口は H.22 年 3 月時点の住民基本台帳人口

② 近隣市との比較

- ・ 近隣市平均の一人当たりの公共施設延床面積と同程度となっています。人口の少ない団体ほど公共施設延床面積が大きくなる傾向を踏まえると、本市は人口規模の割に公共施設延床面積は小さいといえます。

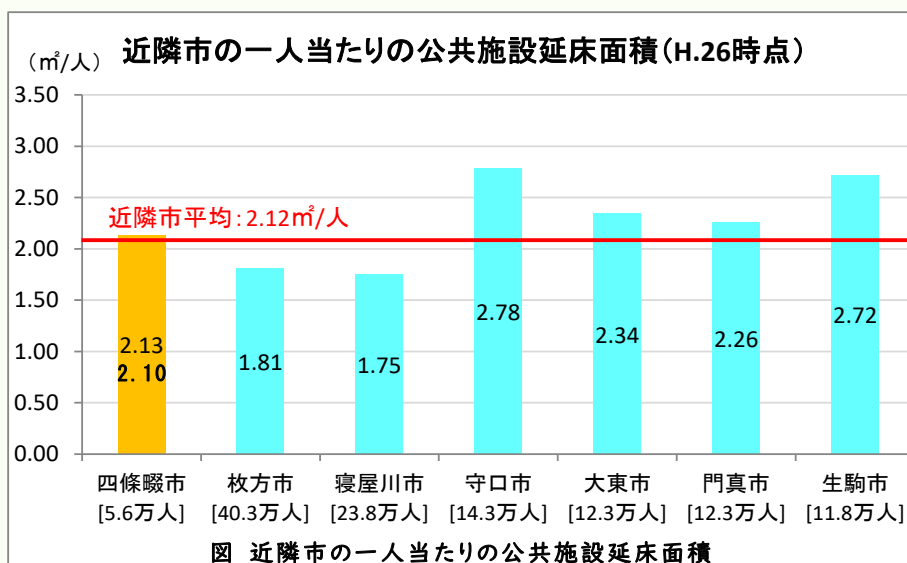
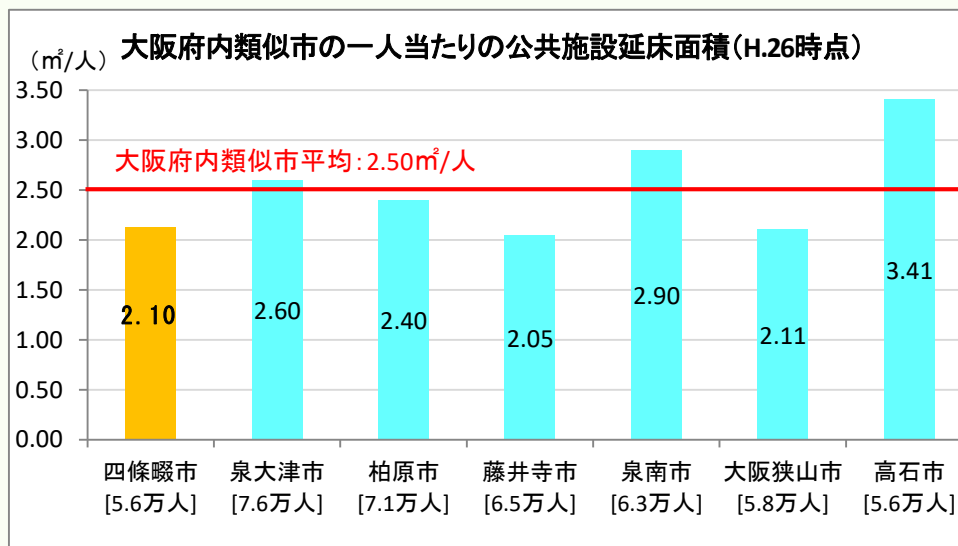


図 近隣市の一人当たりの公共施設延床面積

資料: 平成 26 年度決算審査意見書、平成 27 年国勢調査速報値 ※交野市は資料なし

③大阪府内類似市との比較

- 大阪府内の人口規模5～8万人の市と比較すると、一人当たりの公共施設延床面積は平均(約2.5㎡/人)より小さくなっており、本市は公共施設延床面積が小さいといえます。

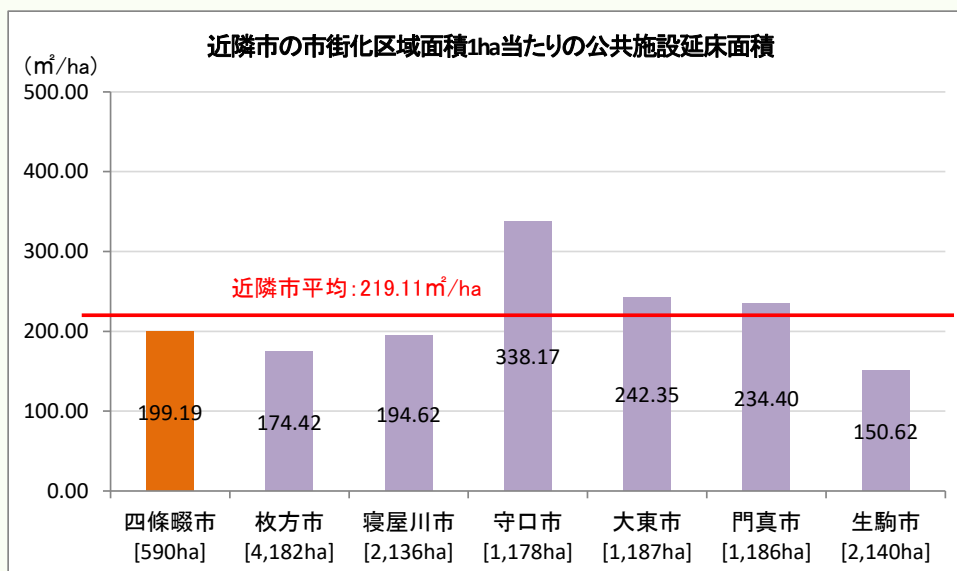


資料:平成26年度決算審査意見書、平成27年国勢調査速報値
※阪南市は資料なし

(2)市街化区域面積1ha当たりの公共建築物総量

①近隣市との比較

- 本市の市街化区域面積1ha当たりの公共施設面積は199.19㎡/haであり、近隣市のうち値の大きい守口市を除く6市の平均(199.27㎡/ha)と同程度です。



資料:平成26年度決算審査意見書、平成27年度大阪府統計年鑑、生駒市HP
※交野市は資料なし

②大阪府内類似市との比較

- ・ 本市の市街化区域面積 1ha 当たりの公共施設面積は 199.19 m²/ha であり、大阪府内の類似市の値と比較して大きくなっています。

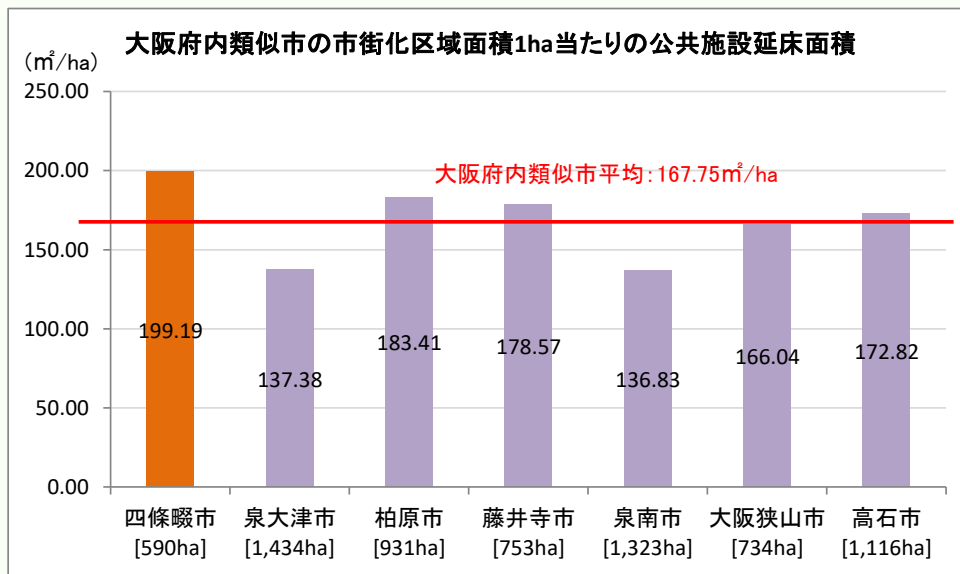


図 大阪府内類似市の市街化区域面積 1ha 当たりの公共施設延床面積

資料：平成 26 年度決算審査意見書、平成 27 年度大阪府統計年鑑

※ 阪南市は資料なし

(3) 将来の公共建築物総量

本市における現状の人口一人当たり公共建築物総量は、人口規模別の全国自治体の平均、近隣市の平均、大阪府内類似市の平均のいずれと比較しても小さくなっています。一方で、本市の土地利用をみると山林・原野や農地が市域の約 5 割を占めており、市域に占める市街地の面積は近隣市や府内類似市と比較するとコンパクトであることから、現状の市街化区域面積 1ha 当たりの公共建築物総量は、近隣市や府内類似市と比較すると同等若しくはそれよりも大きくなっています。

今後は、現状の整備水準は維持しつつも、急激な人口減少の進行やそれに伴う財政状況の圧迫などを踏まえた上で新たな住民ニーズに的確に対応すべく、適正な公共建築物総量を検討していく必要があります。

第3章 公共施設等のマネジメントに関する基本的な方針

1. 公共施設等の課題

公共施設等、人口及び財政の現況・将来の見通しから、本市の公共施設等の一体的な管理計画を進めるにあたり、以下のような課題があります。

(1) 公共施設等の老朽化等への対応

令和3年3月末現在、本市の公共建築物は、建築後30年を経過した老朽施設が占める割合が7割を超え、これらをすべて維持していくためには、修繕・更新等に多額の費用が必要となります。

さらには、道路、橋りょう、下水道等といった市民生活に大きく影響する施設も多く管理しており、管理物件数は年々増加していくことから、計画的な維持管理・修繕・更新等が必要となります。

こうした状況に加え、公共施設等の維持に係る財源確保も厳しいことから、保有又は管理する公共施設等の総量を見極めながら、真に必要とされる公共施設等を適正な状態で計画的に維持管理・修繕・更新等を行うことが求められます。

(2) 人口減少・少子高齢化への対応

本市では、昭和40年代に大阪市のベットタウンとして都市化が進み人口が急増し、昭和50年代以降、人口が一時減少し、関西文化学術研究都市に位置する田原地区で住宅が整備され始めた平成2年以降、再び微増傾向に転じましたが、近年は再び減少傾向となっており、今後も人口が減少し、65歳以上の高齢者人口の割合が増加すると見込んでいます。こうした状況を踏まえ、市民ニーズ等を的確に把握し、必要な公共サービス・施設等の規模を適切に判断して行く必要があります。

(3) 逼迫する財政状況への対応

本市の財政指標は、大企業が少ないことによる税基盤の脆弱さなどにより類似団体や大阪府平均と比較して低くなっています。

平成27年10月に開業した大型施設による一定の市税増収があったものの、その他の法人基盤が脆弱なことなどから、類似団体と比較して低くなっています。

このような状況の中、公共施設等の修繕・更新等に係る費用の増大や少子高齢化による人口の減少と高齢者の増加は税収の減少と扶助費等の増加が予測されることから、歳入においては、未利用地の売却や行政機能を妨げない範囲において施設の積極的な貸付や目的外使用許可を行うことなどにより、維持管理・更新等に充当する財源をこれまで以上に確保することが必要であり、歳出においては、

施設総量の最適化や管理・運営の効率化など、コスト縮減に向けた取組が必要です。

2. 公共施設（建築物）における投資的経費の目標値

これら公共施設等の課題から、社会情勢の変化に伴う新たな住民ニーズへの的確な対応が求められ、これから大量に訪れる公共施設等の老朽化に伴う維持更新に係る費用の財源が必要となることから、公共施設（建築物）における投資的経費について、目標値を年間約7億円とします。

○目標値の考え方

個別施設計画策定時点における将来更新費用の試算として、今後、既存施設の全てを更新し維持していく場合は、年間平均額として約12億円を見込んでいますが、平成20年度から平成29年度までの10年間の公共施設（建築物）にかかる投資的経費の年間平均額は約7億円となっています。

本計画改訂時における財政状況の見通しにおいては、今後の人口減少及び少子高齢化の進展により、税収の減少と社会保障費の増加が見込まれ、令和13年度以降は基金からの繰り入れに頼らざるを得ない財政運営を見込んでいます。

このことから、投資的経費を平成20年度から平成29年度までの10年間と同程度の年間約7億円以内に抑制すべきとの考えにより、約40%の費用抑制を図ることとし、この率を目標値と定め、公共施設（建築物）の再編について、個別施設計画の取組により進めていくものとします。

また、総延床面積を減少させることで、施設を維持するために必要となる人件費、光熱水費、清掃等委託料、修繕料などのランニングコストの抑制にも繋がるため、より一層の効率化が図れることとなり、この効果を他のソフト事業にかかる予算に使用することが可能となります。

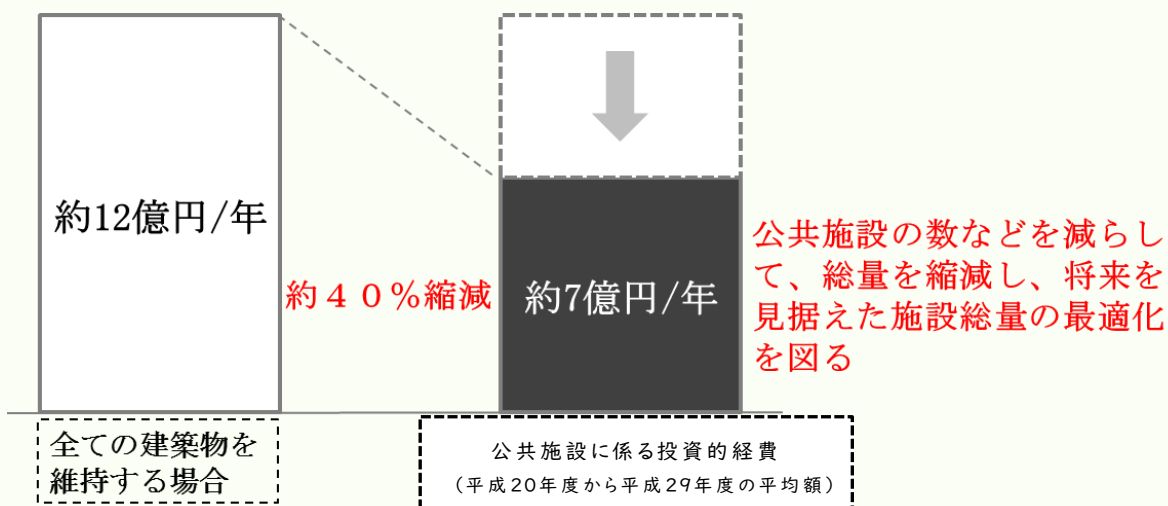


図 投資的経費の費用抑制

3. ファシリティマネジメント基本方針

これまでに述べた本市の公共施設等を取り巻く多くの課題と施設の総量最適化の検討を踏まえて、本計画の柱となる、ファシリティマネジメント基本方針を以下のように設定します。

(1) 基本目標

本計画では、第6次四條畷市総合計画で掲げるまちの将来像を実現するために、四條畷市都市計画マスタープランなどをはじめ、関係計画と整合・連携を図ることから、以下の3つを基本目標に位置付けし、取組を進めてまいります。

◇世代間のコミュニティが繋がる魅力あるまちづくり

地域、利用者のニーズに鑑み、公共施設の機能の集約化・複合化を行い、サービス提供体制の強化を図ることで、各世代の利用者が交流し、新たなコミュニティの形成へと繋げることで、賑わいのある魅力あるまちづくりをめざします。

◇災害に強い住みよいまちづくり

地域コミュニティの拠点である公共施設については、災害に強い都市基盤を形成するために不燃化や耐震化を進めるとともに、住民生活や産業を支える道路、公共交通などの交通基盤を充実し、良好な住環境の形成へと繋がるまちづくりをめざします。

◇次世代に負担を先送りしない自立的なまちづくり

将来世代に負担を残さない健全な都市経営を行うとともに、住民ニーズの多様化、人口の減少や少子高齢化の進展による社会情勢の変動に柔軟に対応できる自立的なまちづくりをめざします。

(2) 基本原則

今後の施設更新の際には、用途の異なる施設の複合化や、用途の類似する施設の集約化により、共有部分の集約やスケールメリットによる更新費用等の経費縮減、総延べ床面積の縮減を図る必要があります。

また、これらを進めていく上では、しっかりと住民ニーズの変化を見極めた上で行うことが必要で、サービスの向上が図れるものでなくてはなりません。

これらを踏まえ、本計画の基本目標を達成するために、公共建築物とインフラ資産に大別して、以下の基本原則を定めます。

①公共建築物の原則

公共建築物については、莫大な更新費用が見込まれることから、将来の人口減少や少子高齢化を考慮し、サービスの質や利便性の向上を図るとともに量とコストの最適化をめざす。

【原則1-サービス提供体制の強化】

⇒施設の更新及び新設時には、サービス提供体制の強化が図れる集約化・複合化について検討する。

【原則2-効率的な施設の維持管理】

⇒施設の更新及び新設時には投資的経費の抑制を図るとともに、維持管理については、PFI、指定管理者制度、民間ノウハウを活かした維持管理費抑制の管理手法等を確立する。

【原則3-長寿命化】

⇒予防保全型の維持管理と費用負担の平準化を図るため、長寿命化の視点で

②インフラ資産の原則

インフラ資産については、市民生活を支える重要な施設であることから、適正な維持管理を行い、長寿命化を図る。

【原則-長寿命化】

⇒予防保全型の維持管理と経費負担の平準化を図るため、長寿命化の視点で施設更新、維持管理を図る。

4. 実施方針

以上の基本目標、基本原則を踏まえ本計画を進める上での「実施方針」を以下のとおりとします

4-1. 公共サービス・施設等の規模の適正化の実施方針

(1) 公共サービスの必要性・量や質の適正

① 公共サービスの必要性の整理

提供しているサービスが、公共でなければ提供不可能なものであるか（民間代替可能性）など、公共施設等とサービスの関係から公共サービスの必要性について整理します。

② 公共サービスの量・質の見直し

人口減少や市民ニーズの多様化等を捉え、公共サービスの提供量や質を見直します。

(2) サービスにふさわしい提供主体

① 民間移譲

民間主体で提供することが望ましい若しくは可能な公共サービスについては、民間に委ねます。

② 民間ノウハウの活用

行政が担うべき公共サービスにおいても、効率的・効果的なサービス提供のため、指定管理者制度の導入など、積極的に民間ノウハウを活用します。

③ 業務改善

従来どおり行政が単独で担う公共サービスにおいても、人材育成や業務プロセスの改善により、効率的・効果的なサービス提供を図ります。

(3) サービス提供と施設の存在

① 施設を使わないサービス提供

インターネットやSNSなどICT・IoT技術の発達による情報技術活用等により、職員の働き方を変容することで、来庁を伴わないサービスの提供や施設を使わないサービスの提供など、利用者の利便性向上といった付加価値を提供することが見込まれる場合は、これを進めます。

(4) 量や質の需要バランス

① 仕様や規格の変更

少子高齢化の進行等による利用量やニーズの変化を予測しつつ、公共施設等において提供すべき公共サービスの量・質を踏まえ、公共施設等の適正な規模への見直しを行い、仕様や規格の変更等を進めます。

②複合化

サービスの複合化により、サービス提供の質の向上と効率化が図られる場合は、公共施設等の状況やサービスの提供方法等を検討した上で、施設の複合化を進めます。

③広域化

近隣自治体で重複する公共施設について、広域化により維持管理・整備・運営等の効率化が図られる場合は、市民ニーズも踏まえた上で、近隣自治体等と連携して対応することを検討します。

4-2. 点検・診断等の実施方針

(1) 問題発生回避や修繕・更新等の必要性判断

①情報管理

修繕・更新等の必要性を的確に判断するため、施設ごとの点検・診断等の実施履歴・結果を集積・蓄積し、市が一元的に管理します。

②早期把握

事故等の重大な問題発生回避や修繕・更新等の必要性の判断のため、劣化・損傷の程度や原因等を把握する点検・診断基準や方法、体制等を早期に整備し、点検・診断を実施します。

(2) 点検・診断に係るコスト縮減

①効率化

公共施設等の点検・診断に係る人件費等の費用負担を軽減するため、基本的な事項については、統一的な基準を設けるとともに、合理的な点検・診断方法（民間技術の活用等も含む）を追求し、効率的に点検・診断を実施します。

4-3. 維持管理・修繕・更新・運営等の実施方針

(1) 公共施設等の機能や安全性の確保

①計画的な施設管理

施設等の機能や安全性を確保するため、施設ごとに適切な管理方法を見定め、日常の清掃・点検・保守等の維持管理活動を確実にを行います。また予防保全型管理の観点から、修繕、更新等については、長期的な視点で計画的に実施します。

②情報管理

公共施設等の安全管理やコスト管理等に有効活用するため、修繕・更新等の実施履歴を集積・蓄積し、一元的に管理します。

(2)維持管理・修繕・更新等に係るコスト縮減

①効率化

公共施設等の維持管理・修繕等に係るコストを縮減するため、施設の特性に応じた合理的な維持管理方法及び省エネルギー化等合理的なエネルギーの利用方法を追求し、効率的な維持管理・修繕等を実施します。

②民間ノウハウの活用

維持管理・修繕・更新等の実施にあたっては、業務委託、指定管理者制度、PFI事業の導入等により、民間ノウハウの活用を積極的に進めることで、コストの縮減と質の高い施設管理をめざします。また、公共施設等の維持管理の担い手としての市民等との協働を推進します。

③修繕・更新の容易さの確保

社会情勢の変化や多様化する市民ニーズに対応した公共施設等の修繕・更新時のコストを縮減するため、スケルトンインフィルなど、内装変更や設備更新の容易な構造の採用を検討します。

(3)サービス対価を高めるため

①使いやすさの確保

公共施設等の修繕・更新時には、「ユニバーサルデザイン2020行動計画」（平成29年2月20日ユニバーサルデザイン2020関係閣僚会議決定）におけるユニバーサルデザインのまちづくりの考え方や、四條畷市バリアフリー基本構想（令和3（2021）年12月改訂）と連携を図り、すべての市民が利用しやすい施設整備に努めます。

②まちづくりとの連動

公共施設等の更新時には、市全体の長期的なまちづくりに関係する各種計画との整合を図った上で、立地の適正化についても検討します。

(4)地域環境配慮型公共施設の推進

地球温暖化対策計画（令和3年10月22日閣議決定）では、地方公共団体の基本的役割として「地域の自然的社会的条件に応じた施策の推進」が掲げられており、その地域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガス排出量の削減等のための総合的かつ計画的な施策を推進することとしています。

そのため、公共施設の新設・改修や設備の更新にあたっては、四條畷市環境基本計画及び四條畷市地球温暖化対策実行計画に掲げる取組と連携した施設整備を進めます。

4-4. 耐震化の実施方針

(1) 平常時及び災害時の安全確保

① 公共建築物の耐震化の方針

耐震化が確保されていない公共建築物は、「四條畷市住宅・建築物耐震改修促進計画」に沿って耐震化を進めます。

② インフラ資産の耐震化の方針

避難幹線道路など地震発生による人命への重大な被害やライフラインなど市民生活への深刻な影響を及ぼすおそれのある施設から、優先して耐震化を行います。

(2) 耐震化不可施設の管理

① 耐震化しない施設への対応

耐震化の優先度が低いと判断され、耐震基準を満たしていない公共施設等については、他施設やソフト施策による機能の代替可能性を検討した上で、供用停止や更新時の統廃合等の判断を行います。

4-5. 長寿命化の実施方針

(1) 公共施設等の長寿命化の工夫

① 予防保全による長寿命化

損傷などが発生した後に修繕を行う「事後保全型」から、計画的に保全や改修などを行う「予防保全型」に転換し、効率的に施設の長寿命化を図ります。

② 更新時の長寿命化

公共施設等の更新時には、工事の施工管理を徹底するとともに、高耐久性部材の使用や新技術の採用などにより、施設の長寿命化を図ります。

4-6. 安全確保の実施方針

(1) 危険度の高い公共施設等の取扱い

① 緊急措置

点検・診断等により高度の危険が認められた公共施設等については、一時的な供用停止や応急措置等により、利用者の安全確保を最優先します。

② 供用停止の検討・代替機能の確保

高度の危険が認められた公共施設等について、復旧のための予算確保が難しい場合は、他施設やソフト施策による機能の代替、若しくは中長期的な供用停止により対応します。

③施設除去

高度の危険が認められた公共施設等で、供用を廃止し、今後において利用見込みのないものについては、売却による民間での処理や「公共施設等の除却に地方債の充当を認める特例措置」の活用等により、速やかな除去に努めます。

4-7. 公共施設等の有効活用の実施方針

(1) より有効に活用するための工夫

①土地(PRE)の有効活用

遊休地や低未利用地を有効に活用するため、代替地や移転地としての可能性を検討します。将来的に活用する可能性のある土地については、一時的な民間への貸付等の運用を図ることで、財源確保に活用します。

②土地の売却

活用方法を検討した結果、余剰と判断された土地については売却し、公共施設等の整備等のための財源確保を図ることとします。

また、余剰地の売却にあたっては、将来のまちづくりに即した売却条件を検討した上で売却します。

③公共施設等の貸付・売却

既存の公共施設等や統廃合等により生じる未利用施設を経営資源と捉え、民間への貸付・売却等の運用を図ることで、歳入を確保するとともに、維持し続けるために発生する費用の抑制を図ります。

(2) 広域連携の推進

本市単独であらゆる用途の公共施設を整備し維持するのではなく、スポーツ施設等の利用範囲が広域的な施設については、大阪府や近隣市の公共施設との相互利用や民間施設を活用した公共サービスの提供なども含めた施設の最適化に取り組めます。

近隣市等との公共施設の相互利用や事務の共同処理といった広域連携は、市民サービスの維持と向上に向けて有効な方法であることから、まずは行政ニーズや保有施設について、市相互の情報把握を行うなど、連携が図れるサービスについて調査、研究を進め、可能性を検討していきます。

4-8. 地方公会計の活用

人口減少・少子超高齢化の進展など自治体をめぐる経営環境が大きく変化する中で、地方公会計制度との連携を通じて、適切な公共施設マネジメントを実現し、持続可能な都市経営の推進に努めていきます。また、財務諸表や固定資産台帳とも整合性を図り、予算編成においても長期的な視点に立った維持管理を行います。

4-9. 優先順位の考え方

公共施設等の更新を検討する際には、安心安全の対策事業を優先するものとし、公共建築物においては、財政負担が軽減される起債などの適用事業を優先して検討していくものとしします。

第4章 施設類型ごとのマネジメントに関する基本方針

市保有の公共建築物を施設類型に分類し、それぞれの施設の特性を踏まえた施設マネジメントに関する基本的な考え方を定めます。

なお、類型別の具体的な実施内容については、本計画の実施方針や既存計画との整合を図りながら、個別施設計画等で取りまとめていくこととします。

◇対象となる公共施設等の施設類型の()数字は主たる施設の数を示しており、本市の施設例は、施設名称等を示しています。

施設機能例は、建築物が有している市民利用向けの主な施設機能を示しており、()に施設名称を示しています。

	施設類型		本市の施設例	施設機能例
	大分類	中分類		
公共施設	市民文化系施設(2)	集会施設(0)		公民館(市民総合センター)、貸会議室等(グリーンホール田原、教育文化センター、市民活動センター)
		文化施設(2)	市民総合センター(注)、教育文化センター	市民ホール(市民総合センター)
	社会教育系施設(2)	図書館(0)		四條畷図書館(市民総合センター)、田原図書館(グリーンホール田原)
		博物館等(1)	歴史民俗資料館	歴史民俗資料館(歴史民俗資料館)
		事務所(1)	野外活動センター	野外活動センター(野外活動センター)
	スポーツ・レクリエーション施設(2)	スポーツ施設(2)	市民総合体育館、市民活動センター	体育館(市民総合体育館、市民活動センター)、トレーニングジム(市民総合体育館)
	学校教育系施設(12)	学校(9)	小学校、中学校	—
		その他教育施設(3)	学校給食センター、四條畷東小学校跡地、教育支援センター*	体育館(四條畷東小学校跡地)、運動場(四條畷東小学校跡地)
	子育て支援施設(3)	保育所・認定こども園(2)	保育所、認定こども園	—
		幼児・児童施設(1)	すてっぷ★なわて(注)	子育て総合支援センター(子育て総合支援センター)、児童発達支援センター(児童発達支援センター)、貸会議室等(子育て総合支援センター、グリーンホール田原)
	保健・福祉施設(5)	高齢福祉施設(1)	老人福祉センター桶風荘	浴場(老人福祉センター桶風荘)、諸室(老人福祉センター桶風荘)
		保健施設(1)	保健センター	—
		その他社会福祉施設(3)	シルバー人材センター、地域福祉センターさつき園、福祉コミュニティセンター	貸会議室等(福祉コミュニティセンター)
	行政系施設(7)	庁舎等(2)	市庁舎、グリーンホール田原(注)	—
		その他行政系施設(5)	防災倉庫、防災行政無線中継局、不燃ごみ等処理資源化施設環境センター、四條畷南中学校跡地	運動場(四條畷南中学校跡地)
	公営住宅(1)	公営住宅(1)	市営南野住宅	—
	公園施設(3)	公園施設(3)	戎公園管理棟、北谷公園管理棟、四條畷市総合公園管理棟	—
	その他	スポーツ・レクリエーション施設(6)	スポーツ施設(6)	なわて水みらいセンターテニスコート、市民グラウンド、市民運動広場さつき、市民運動広場清滝、田原テニスコート、青少年コミュニティ運動広場
		遊歩公園(2)	遊歩公園(2)	(仮称)正法寺跡公園、千光寺跡地移築広場
インフラ資産	道路(1,034)	道路(1,034)	一級路線、二級路線、その他路線、専用歩道	
	橋りょう(124)	橋りょう(124)	PC橋、RC橋等	
	下水道施設(1)	下水道施設(1)	田原汚水ポンプ場、上田原汚水ポンプ場、下田原汚水ポンプ場、下水道管等	
	公園等(124)	公園(90)	遊具、柵、舗装等	
		緑地(34)	緑地	
	ため池(12)	ため池(12)	岡山新池、新間池、烏ヶ池、大谷池、竜王池、茨池、室池(砂溜池)、室池(中ヶ池)、室池(古池)、室池(新池)、水車池、瓢箪池	
普通財産	普通財産(9)	普通財産(9)	駐車場貸付用地、くすの木園跡地、四條畷荘跡地、水道施設跡地、田原台六丁目土地、四條畷西中学校サブグラウンド等	

※大分類及び中分類は「総務省公共施設等更新費用試算ソフト」による用途分類を参考としています。

(注)複合施設であり分類以外の機能を含むが、ここでは便宜上単独機能として記載しています。

- ・市民総合センター：市民ホール、公民館、四條畷図書館
- ・すてっぷ★なわて：児童発達支援センター、子育て総合支援センター
- ・グリーンホール田原：田原支所、なるなるホール、田原図書館、貸会議室等、つどいの広場

※公共施設のうち、建築物を有さない施設については、「その他」としてしています。

※令和4年4月1日から「教育センター」は「教育支援センター」に名称を変更するため、新名称で記載しています。

1. 公共建築物

1-1. 市民文化系施設

(1) 現状

①施設の概要（市民総合センター、教育文化センター）

- ・ 市民の文化活動の場・情報発信の場として利用される文化施設です。
- ・ 市民総合センターは、市民の福祉増進と文化教養の向上に寄与するため、文化活動の施設として昭和56年3月に設置しました。
- ・ 教育文化センターは、市民文化の振興に寄与し、社会教育活動の向上を図るため、昭和50年4月に設置した旧なつめ幼稚園の施設を転用し、昭和63年7月に設置しました。

市民文化系施設一覧

建物名	中分類	配置形態	建築年度	敷地面積(m ²)	延床面積(m ²)	耐震診断	耐震補強	防災施設
1 市民総合センター	文化施設	複合	1981	8,672.33	5,011.13	実施済	実施済	□
2 教育文化センター	文化施設	単独	1974	1,557.22	743.29	未実施	未実施	-

※防災施設（地域防災計画での位置づけ）

■：災害本部 ●：広域避難地 ○：一時避難地 □指定避難所 △応急仮設住宅建設候補地 -：無

②施設の現状（市民総合センター、教育文化センター）

（市民ニーズ）

- ・ 市民総合センターは、市民ホールの舞台の幅・奥行きともに狭いため、実演が困難な催しも多い。また、収容人数が713人と中規模なため、大規模・小規模な舞台利用にも対応できるホールが望まれています。また、控室が少ないことから、同一施設内に設置する公民館の会議室等を控室にしている状況です。
- ・ 教育文化センターは、駐車スペースが狭く、多くの利用者が徒歩、自転車で来館している状況です。

（老朽化）

- ・ 市民総合センターは、平成21年度に空調設備、平成22年度に舞台装置、平成25年度に耐震補強、令和3年度にエレベーターの改修工事等を実施しています。また、老朽化に伴う雨漏り対策を講じるとともに、経年劣化に伴う備品類の整備を順次行っています。
- ・ 教育文化センターは、老朽化に伴う雨漏り対策やトイレの改修を行っていますが、耐震補強や大規模改修工事は行っていません。

（運営）

- ・ いずれの施設も指定管理者制度により管理運営を行っています。

(利用状況) 利用率=使用回数/開館回数

諸室 年度	市民総合センター													教育文化センター			
	市民ホール	公民館											ホール	会議室1	会議室2	和室	
		展示ホール	相談室	料理室	音楽室	和室	会議室1	会議室2	会議室3	会議室4	視聴覚室	実習室					ギャラリー
平成29年度	26.9%	72.4%	18.7%	20.6%	66.2%	45.4%	37.0%	42.7%	33.9%	45.1%	57.6%	38.4%	19.0%	66.9%	36.5%	31.2%	38.8%
平成30年度	30.0%	69.3%	20.0%	19.9%	65.8%	61.8%	36.3%	42.0%	33.6%	45.1%	58.3%	30.0%	16.2%	64.9%	44.3%	35.4%	38.8%
令和元年度	29.8%	64.4%	22.2%	18.2%	55.0%	61.8%	37.0%	42.3%	33.5%	44.2%	55.7%	27.2%	16.6%	67.4%	39.0%	32.5%	39.0%
令和2年度	18.8%	46.7%	6.5%	4.4%	31.8%	48.4%	22.6%	23.2%	13.3%	41.1%	42.7%	26.0%	0.0%	53.7%	28.7%	18.4%	27.9%

※新型コロナウイルス感染症対策のため、令和2年2月29日から5月31日まで休館、令和3年1月17日から3月2日まで18時以降の貸出を停止した。

(2) 今後の基本的な方針

(市民総合センター)

- 市民総合センター用地、市庁舎用地、四條畷南中学校跡地は、一定以上面積を有している主要な公共施設用地であることから、資産の質と量、配置の最適化を実現させることをめざし、整備内容を継続して検討します。
- 西部地域の中央部に配置します。
- 配置・規模については継続して検討します。

(教育文化センター)

- 非耐震施設であるため安全性を確保するとともに、低利用の解消を図るため、親和性の高い施設と複合化を図ります。
- 配置・規模については、継続して検討します。

(共通)

- 市民の福祉増進と文化振興に寄与する事業を幅広く展開するなど、その充実に努めます。
- 管理運営面においては、現在、指定管理者制度により民間事業者に委託しており、今後も民間のノウハウを活用することにより、施設の効用を最大限に発揮し、市民サービスの向上を図るように努めます。
- 建物の更新の時期を見据え、文化施設の集約化の視点も含め、より広く利用され、利用しやすい規格・仕様(収容人数、部屋数等)とするよう検討します。
- 快適な施設環境を整え、市民の利用に供するように努めます。

1-2. 社会教育系施設

(1) 現状

① 施設の概要

ア 博物館等（歴史民俗資料館）

- ・ 歴史民俗資料館は、郷土を中心とした考古資料、歴史資料及び民俗資料を収集し、調査研究を行い、これらの資料を保管・展示して市民の利用に供する施設として昭和60年に設置しました。
- ・ （1階）考古歴史資料展示室、民俗資料展示室、収蔵庫
- ・ （2階）研修室、研究室、民俗資料収蔵庫、特別収蔵庫

イ 事務所（野外活動センター）

- ・ 野外活動センターは、市民の野外活動の振興及び青少年の健全な育成を図るための施設として平成2年に設置しました。
- ・ （屋内）天体観測室
- ・ （屋外）野外テーブル、野外炊さん場、テントサイトなど

社会教育系施設一覧

建物名	中分類	配置形態	建築年度	敷地面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	耐震診断	耐震補強	防災施設
3 歴史民俗資料館	博物館等	併設	1985	1,365.28	578.72	未実施	未実施	—
4 野外活動センター	事務所	単独	1990	8,035.27	298.89	不要	不要	—

※防災施設（地域防災計画での位置づけ）

■：災害本部 ●：広域避難地 ○：一時避難地 □指定避難所 △応急仮設住宅建設候補地 —：無

② 施設の現状

ア 博物館等（歴史民俗資料館）

（市民ニーズ）

- ・ 前面道路が狭小道路のため駐車場へ進入しにくい上、駐車台数が少ないです。また、トイレの洋式化が求められています。

（老朽化）

- ・ 老朽化対策として平成25年度に施設の空調設備改修を実施しています。なお、雨漏り等の対策が必要な状況にあります。
- ・ 土蔵は、建築基準法施行以前に建てられたものであるため、現代的な耐震設計の考え方により建てられていません。

（運営）

- ・ 指定管理者制度により、施設の管理運営を行っています。

イ 事務所（野外活動センター）

（市民ニーズ）

- ・ 野外活動センターでの宿泊はテントで行うため、夏期に限定されます。
- ・ これを年中行える施設整備が求められますが、現状はその課題を解消するため、指定管理者が春と秋に宿泊体験の事業を実施しています。

（老朽化）

- ・ 施設・設備の老朽化に伴い、天体望遠鏡開閉部の修繕や宿泊テント、屋外トイレ、宿泊テント、バーベキュー用テントの補修等を順次行っています。

（運営）

- ・ 指定管理者制度により、施設の管理運営を行っています。

（利用状況）

入館者数・利用者数		
施設名	歴史民俗資料館 ^{※1}	野外活動センター
平成28年度	5,884人	13,699人
平成29年度	6,525人	14,474人
平成30年度	9,612人	13,306人
令和元年度	8,832人	13,185人
令和2年度	4,639人	6,063人

※1 令和2年度：新型コロナウイルス感染症のため、令和2年2月29日から5月18日まで臨時休館、秋季特別展中止

(2) 今後の基本的な方針

（歴史民俗資料館）

- ・ 国の登録有形文化財の土蔵は、これまでと同様に現地で適正保存します。
- ・ 来館者が増えるよう、配置について継続して検討します。

（野外活動センター）

- ・ 施設の老朽化が進んでいることから、更新の時期を見据え、近隣自治体との連携等、広域化を検討します。

（共通）

- ・ 管理運営面においては、現在、指定管理者制度により民間事業者に委託しており、今後も民間のノウハウを活用することにより、施設の効用を最大限に発揮し、市民サービスの向上を図るように努めます。
- ・ 機能的で、快適な施設環境を整え、市民の利用に供するように努めます。

1-3. スポーツ・レクリエーション系施設

(1) 現状

① 施設の概要

ア スポーツ施設（市民総合体育館、市民活動センター）

- ・ 市民のスポーツ及びレクリエーションの振興を図り、健康及び体力の増進を図るとともに、文化的な生活向上に供することを目的とした施設です。
- ・ 市民総合体育館は、体育及び文化の振興を図るための施設として平成7年に設置しました。
- ・ 市民活動センターは、市民の自主的な生涯学習活動及びコミュニティー活動の場を提供するため、昭和54年に建築した旧北出小学校の施設を活用し、平成19年に設置しました。

スポーツ・レクリエーション系施設一覧

建物名	中分類	配置形態	建築年度	敷地面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	耐震診断	耐震補強	防災施設
5 市民総合体育館	スポーツ施設	単独	1994	6,071.16	9,199.91	不要	不要	—
6 市民活動センター	スポーツ施設	併設	1978	7,240.00	5,550.55	未実施	未実施	—

※防災施設（地域防災計画での位置づけ）

■：災害本部 ●：広域避難地 ○：一時避難地 □指定避難所 △応急仮設住宅建設候補地 —：無

イ 建築物を有さないスポーツ施設

- ・ 市民のスポーツ及びレクリエーションの振興を図り、健康及び体力の増進に資するための施設として、次の施設を設置しています。
- ・ なわて水みらいセンターテニスコート（4面）
- ・ 市民グラウンド
- ・ 市民グラウンドテニスコート
- ・ 市民運動広場さつき（ゲートボール2面、多目的広場3面）
- ・ 市民運動広場清滝（テニスコート3面、ミニサッカー場1面）
- ・ 青少年コミュニティー運動広場
- ・ 田原テニスコート

建築物を有さないスポーツ・レクリエーション系施設一覧

施設名	開設年度	敷地面積 (㎡)	防災施設	施設名	開設年度	敷地面積 (㎡)	防災施設
なわて水みらいセンターテニスコート	2011	2,972.67	—	市民運動広場清滝	1989	3,400.00	△
市民グラウンド(注)	1979	20,000.00	△	青少年コミュニティ運動広場	1996	6,000.00	△
市民運動広場さつき	1980	3,000.00	—	田原テニスコート	2009	2,040.64	—

※防災施設(地域防災計画での位置づけ)

■:災害本部 ●:広域避難地 ○:一時避難地 □指定避難所 △応急仮設住宅建設候補地 —:無

(注)市民グラウンドの敷地面積は、市民グラウンドテニスコートを含む。

②施設の現状

ア スポーツ施設(市民総合体育館、市民活動センター)

(市民ニーズ)

- ・本市の体育及び文化施設の中心的な役割を持つ施設として利用されています。市民ニーズが多様化してきたことにより、施設内の快適性を求められています。

(老朽化)

- ・市民総合体育館は、建築後20年以上が経過し、設備の更新時期を迎えており、平成28年度に空調機器及び照明機器を更新しました。
- ・市民活動センターは、旧耐震基準の建築物ですが、耐震補強工事は実施していません。

(運営)

- ・いずれの施設も指定管理者制度により、管理運営を行っています。

イ 建築物を有さないスポーツ施設

(なわて水みらいセンターテニスコート、市民グラウンド、市民グラウンドテニスコート、市民運動広場さつき、市民運動広場清滝、青少年コミュニティ運動広場、田原テニスコート)

(市民ニーズ)

- ・屋外施設は、管理人が常駐していないため、近隣住民からの苦情等があった場合には、現場での対応に時間を要します。

(老朽化)

- ・施設、設備ともに経年に伴う老朽化が進んでいます。

(運営)

- ・田原テニスコートは、直営により管理運営を行っており、これを除く施設は指定管理者制度により、管理運営を行っています。

(利用状況)

諸室 年度	市民総合体育館					屋外体育施設									
	メインアリーナ	多目的室	トレーニングジム	ゲートボール場	相撲場	市民グラウンド		市民運動広場清滝		市民運動広場さつき		青少年コミュニティ運動広場	水みらいセンターテニスコート	(四條畷中学校) 夜間運動場1	(四條畷中学校) 夜間運動場2※
						グラウンド	テニスコート	テニスコート	ミニサッカー場	ゲートボール場	多目的広場				
平成29年度	87.4%	90.3%	28,128人	76.1%	13.3%	34.8%	34.4%	20.8%	3.8%	3.8%	0.1%	25.1%	52.2%	42.6%	
平成30年度	84.9%	80.4%	27,708人	66.7%	20.0%	31.6%	34.2%	19.8%	4.1%	19.1%	0.0%	26.0%	54.8%	27.4%	40.7%
令和元年度	81.3%	81.3%	25,288人	59.9%	10.5%	27.6%	28.6%	19.3%	4.4%	22.9%	0.0%	29.7%	55.6%	16.3%	34.4%
令和2年度	81.1%	81.3%	7,780人	64.5%	0.7%	28.2%	29.8%	20.1%	5.3%	7.5%	0.0%	29.5%	55.2%	17.5%	39.0%

※ 平成29年度は、四條畷中学校整備工事のため、貸出しを行っていない。

(2) 今後の基本的な方針

(市民総合体育館)

- ・ 利用率は高いものの、施設を維持管理していくには市単独では負担が大きいため、広域的な利用促進を図っていくため、近隣市との広域化を図ることや民営化することを検討します。

(市民活動センター)

- ・ 体育館は非耐震施設となっているものの、利用率が高いため、耐震化を図り、現状機能を維持します。
- ・ 多目的室の機能は、くすのき小学校へ移転します。
- ・ 旧校舎部分は、非耐震施設であるため安全性を確保するとともに、親和性の高い施設と複合化を図ります。
- ・ 体育館及び多目的室以外の配置・規模については、継続して検討します。
- ・ 国道170号以西地域におけるボール遊びができる公園を整備します。
(なわて水みらいセンターテニスコート、市民グラウンド、市民グラウンドテニスコート、市民運動広場さつき、市民運動広場清滝、青少年コミュニティ運動広場、田原テニスコート)
- ・ 現状とおりとします。

(共通)

- ・ 人口減少、少子高齢化により、利用者及び利用率の変化が推測されることから、効率的かつ効果的な施設運営を図ります。
- ・ 管理運営面においては、現在、指定管理者制度により民間事業者に委託しており、今後も民間のノウハウを活用することにより、施設の効用を最大限に発揮し、市民サービスの向上を図るように努めます。
- ・ 特定の団体等の利用にとどまらず、広く市民の利用に供するためにより一層の周知・啓発に努めます。

1-4. 学校教育系施設

(1) 現状

① 施設の概要

ア 学校(小学校、中学校)

- ・ 小・中学校は、学校教育法等に基づき、学校を運営する上で必要となる建築物や設備を備えた施設であり、施設としては、校舎、運動場、屋内運動場が挙げられます。

イ その他教育施設(学校給食センター、四條畷東小学校跡地、教育支援センター)

- ・ 学校給食センターは、市内小中学校へ通学する児童・生徒等への給食の提供及び食育を目的とした施設です。旧第1給食センターと旧第2給食センターを合併し、平成13年に新たな施設として整備しました。
- ・ 四條畷東小学校跡地は、前身の四條畷東小学校が令和2年3月末に閉校となったことに伴い、その他教育施設として管理しています。
- ・ 教育支援センターは、教育研究、人材育成の拠点として。教育研修、教育相談、学校施設に係る機能の充実を図るため、整備しました。

学校教育系施設一覧

建物名	中分類	配置形態	建築年度	敷地面積(m ²)	延床面積(m ²)	耐震診断	耐震補強	防災施設
7 四條畷小学校	学校	併設	1965	13,872.00	6,474.00	実施済	実施済	○□
8 田原小学校	学校	併設	1989	21,361.00	7,662.00	不要	不要	○□
9 四條畷南小学校	学校	併設	1969	13,319.00	5,583.00	実施済	実施済	○□
10 くすのき小学校	学校	併設	1971	15,894.00	6,351.00	実施済	実施済	○□
11 忍ヶ丘小学校	学校	併設	1973	16,581.00	6,727.00	実施済	実施済	○□
12 岡部小学校	学校	併設	1977	19,345.00	6,349.00	実施済	実施済	○□
13 四條畷中学校	学校	併設	1967	23,418.00	8,680.86	実施済	実施済	○□
14 四條畷西中学校	学校	併設	1979	18,626.00	8,293.00	実施済	実施済	○□
15 田原中学校	学校	併設	1989	26,637.00	6,504.00	不要	不要	-
16 四條畷東小学校跡地	その他教育施設	併設	1974	16,096.00	5,997.00	実施済	実施済	○□
17 学校給食センター	その他教育施設	単独	2001	5,623.86	2,105.72	不要	不要	-
18 教育支援センター	その他教育施設	併設	1975	-	233.92	不要	不要	-

※防災施設(地域防災計画での位置づけ)

■:災害本部 ●:広域避難地 ○:一時避難地 □指定避難所 △応急仮設住宅建設候補地 -:無

【注】四條畷東小学校跡地は、土砂災害(その恐れのある場合を含む)時には「指定避難所」として使用いたしません。

②施設の現状

ア 学校（小学校、中学校）

（市民ニーズ）

- ・ 学校施設は、児童・生徒等の学習・生活の場であるとともに、地域住民の生涯学習の場及び非常災害時における地域住民の避難生活の拠点としての役割も担うものであるため、十分な安全性・機能性を有することが求められます。

（老朽化等）

- ・ 各校ともに建築後数十年が経過しており老朽化に起因する不具合等が生じています。
- ・ 平成28年度から平成30年度にかけて、中学校区の再編に合わせ、四條畷中学校・四條畷西中学校整備事業を実施し、校舎棟の改修や防災拠点の整備などを実施しています。
- ・ 平成29年度に岡部小学校の体育館及び屋外トイレの改修工事を実施しています。
- ・ 令和元年度に小学校区の再編に合わせ、四條畷小学校の既存校舎の内部改修工事を実施しています。
- ・ 令和元年度から令和2年度にかけて、建築後40年以上が経過している忍ヶ丘小学校の校舎棟及び屋内運動場の大規模改修工事を実施しています。
- ・ 令和元年10月に策定した「四條畷市学校空調設備整備計画」に基づき、令和元年度から令和3年度にかけて全小中学校屋内運動場空調設備の新規整備及び一部の小中学校校舎棟空調設備の更新等を実施しています。
- ・ 令和2年度に田原小学校、四條畷南小学校、くすのき小学校に防災機能強化設備（マンホールトイレ、かまどベンチ、蓄電池）の整備を実施しています。
- ・ 令和3年度にくすのき小学校屋内運動場非構造部材耐震化工事の実施設計委託を実施しています。

（運営）

- ・ 直営により、施設の管理運営を行っています。

(児童・生徒数)

年度	児童数・生徒数(人)	
	小学校	中学校
平成28年度	3,193	1,769
平成29年度	3,092	1,683
平成30年度	2,910	1,641
令和元年度	2,836	1,589
令和2年度	2,728	1,546

イ その他教育施設(学校給食センター、四條畷東小学校跡地、教育支援センター)
(市民ニーズ)

- ・ 学校給食センターは、昭和46年に大阪府内でいち早く、小学校と中学校での完全給食を実施しており、本市においては、完全給食サービスが市民に定着している状況であります。

(老朽化)

- ・ 学校給食センターは、建築後20年が経過し、修繕時期を迎えており、平成26年度～平成28年度の3年間で施設の修繕と設備の更新を行いました。なお、今後においても、他の設備の修繕更新が必要な状況にあります。

(運営)

- ・ 学校給食センターは、直営により、施設の管理運営を行っており、給食調理業務については、委託化により実施しています。
- ・ 四條畷東小学校跡地及び教育支援センターは、直営により、施設の管理運営を行っています。

(2) 今後の基本的な方針

(小学校、中学校)

- ・ 教育環境の整備については、少子化に伴う学校施設の適正化及び施設の適切な維持管理が必要と考えます。今後においては、「四條畷市学校再編整備計画」に基づく学校の適正配置とあわせて学校施設の整備を図り、適切な維持管理を行います。
- ・ 西部地域の小学校プールについては、モデル校を選定のうえ、民間プールを活用して授業を実施します。一定の検証を経て、拡大、又は各校型プールとするのかを判断していきます。

(学校給食センター)

- ・ 引き続き、安心安全でおいしい給食の提供に努めるとともに、食育推進の観点から地場産野菜の積極的な活用を図ります。

- ・ 今後、児童・生徒数に応じた調理業務のあり方についても検討を進めます。

(四條畷東小学校跡地)

- ・ 個別施設計画に基づき、体育館機能を四條畷南中学校跡地に移転後、公園整備を進めます。

(教育支援センター)

- ・ 現施設は非耐震部分を含む施設と隣り合わせになっているため、安全を確保する観点から他施設への移転とします。
- ・ 移転先については継続して検討します。

1-5. 子育て支援施設

(1) 現状

① 施設の概要

- ア 保育所・認定こども園（岡部保育所、忍ヶ丘あおぞらこども園）
- ・ 保育所、認定こども園は、就学前の子どもを対象に教育・保育を行う施設で、定員数は、岡部保育所（90人）、忍ヶ丘あおぞらこども園（198人）です。
- イ 幼児・児童施設（すてっぷ★なわて）
- ・ すてっぷ★なわては、子育て中の保護者や子ども、障がい児や発達支援が必要な子どもとその保護者に対する支援を行う施設で、児童発達支援センターと子育て総合支援センターからなる複合施設として、平成28年に設置しました。

子育て支援施設一覧

建物名	中分類	配置形態	建築年度	敷地面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	耐震診断	耐震補強	防災施設
19 岡部保育所	保育所・認定こども園	単独	1975	1,314.71	822.75	実施済	実施済	—
20 忍ヶ丘あおぞらこども園	保育所・認定こども園	併設	1971	3,564.00	1,350.50	実施済	実施済	—
21 すてっぷ★なわて	幼児・児童施設	複合	2015	1,254.50	1,235.87	不要	不要	□

※防災施設（地域防災計画での位置づけ）

■：災害本部 ●：広域避難地 ○：一時避難地 □指定避難所 △応急仮設住宅建設候補地 —：無

② 施設の現状

ア 保育所・認定こども園（岡部保育所、忍ヶ丘あおぞらこども園）
（市民ニーズ）

- ・ 少子化の影響により園児数は減少傾向にありますが、市内では多様化する子育て世帯の保育の需要や潜在需要も含めたニーズがあります。

（老朽化）

- ・ いずれの施設も 1970 年代に建築しており、建築後40年以上経過しています。そのため、保育所及び忍ヶ丘あおぞらこども園しのぶ棟は、平成26年度に児童用トイレの改修や新しいプールの設置などの工事を、忍ヶ丘あおぞらこども園あおぞら棟は、平成24年度に耐震補強工事を実施しています。

(運営)

- ・ これまで、保育所、幼稚園ともに委託化や統合により施設数を減らしてきましたが、現在は2施設を直営により、施設の管理運営を行っています。

(入所者数)

年度	入所状況(人)	
	岡部保育所	忍ヶ丘あおぞらこども園※
平成28年度	95	162
平成29年度	86	175
平成30年度	91	170
令和元年度	92	169
令和2年度	96	182

※平成28年度は、忍ヶ丘保育所、四條畷あおぞら幼稚園の総和

イ 幼児・児童施設(すてっぷ★なわて)

(市民ニーズの視点)

- ・ 児童発達支援センターについては、障がい児関係団体等から、療育施設や発達相談窓口の充実等について要望があり、これらを踏まえた施設としています。また、家庭や地域における子育て機能の低下が問題となる中、障がいの有無等に関わらず、すべての子どもとその保護者に対して総合的な支援を行うことができる体制が求められています。

(老朽化)

- ・ くすの木園(療育施設)及び旧子育て総合支援センターの建物が築40年以上経過し、老朽化が著しく進んでいたことから平成28年に新築した施設です。

(運営)

- ・ 直営により、施設の管理運営を行っています。

(2)今後の基本的な方針

(岡部保育所)

- ・ 年少人口減少に伴う保育需要の減少により、約20年後に廃止を見込むが、今後の保育需要の動向により適宜判断していくものとします。

(忍ヶ丘あおぞらこども園)

- ・ 年少人口減少に伴う保育需要の減少により、約20年後には岡部保育所を廃止することを視野にいれているが、公立園は1園残すため、当園は維持します。
- ・ 将来的に公立園が1園になることを見越し、各地域からの通園を踏まえ、西部地域の中央部に配置します。

(すてっぷ★なわて)

- ・ 家庭や地域における子育て機能の低下や児童虐待相談件数も年々増加している状況の中、子育て支援の関係機関等における中核的な役割を担い、効果的な事業展開を図ります。

1-6. 保健・福祉施設

(1) 現状

① 施設の概要

ア 高齢福祉施設（老人福祉センター楠風荘）

- 老人福祉センター楠風荘は、高齢者の心身の健康を保持し、健全で安らかな生活を送る環境を提供することを目的に、昭和51年に設置しました。

イ 保健施設（保健センター）

- 保健センターは、各種がん検診、乳幼児健診など市民の健康保持増進を目的に昭和61年に設置し、日曜、祝日の急患に対応する休日診療所（小児科）を併設しています。

ウ その他社会福祉施設（四條畷市シルバー人材センター、地域福祉センターさつき園、福祉コミュニティセンター）

- 四條畷市シルバー人材センターは、高齢者の就業機会の増大と福祉の増進を図るとともに、就労場所の確保や均等な就労機会の提供を目的に設置し、(公社)四條畷市シルバー人材センターが運営する施設です。
- 地域福祉センターさつき園は、障がい者の自立支援と福祉の増進を図ることを目的に、昭和58年に設置しました。
- 福祉コミュニティセンターは、高齢者、障がい者、児童等の社会参加を促進するとともに、ボランティア活動の育成を図ることを目的に、南小学校校舎の一部を改修し、平成4年に設置しました。

保健・福祉施設一覧

建物名	中分類	配置形態	建築年度	敷地面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	耐震診断	耐震補強	防災施設
22 老人福祉センター楠風荘	高齢福祉施設	単独	1975	1,395.75	794.33	未実施	未実施	—
23 保健センター	保健施設	単独	1985	1,278.43	1,272.60	不要	不要	—
24 四條畷市シルバー人材センター	その他社会福祉施設	単独	1969	1,335.55	768.05	未実施	未実施	—
25 地域福祉センターさつき園	その他社会福祉施設	単独	1983	455.24	208.05	不要	不要	—
26 福祉コミュニティセンター	その他社会福祉施設	単独	1975	647.00	765.60	実施済	未実施	—

※ 防災施設（地域防災計画での位置づけ）

■：災害本部 ●：広域避難地 ○：一時避難地 □指定避難所 △応急仮設住宅建設候補地 —：無

② 施設の現状

ア 高齢福祉施設（老人福祉センター楠風荘）

（市民ニーズ）

- 開館日1日あたりの平均利用者数は、約100人程度です。

(老朽化)

- ・ 昭和51年の設置後40年が経過しており、外観は老朽化が否めませんが、室内は利用者の協力等により比較的良好な状態にあります。
- ・ 耐震補強工事は実施していません。
- ・ 老朽化により浴場設備は使用を中止しています。

(運営)

- ・ 指定管理者制度により、施設の管理運営を行っています。

イ 保健施設(保健センター)

(市民ニーズ)

- ・ 妊婦、乳幼児健診から各種がん検診まで幅広い年齢層が多数利用されています。

(老朽化)

- ・ 建築後31年が経過していることから、屋上防水、外壁塗装の剥がれなどが出ており、キュービクル、エレベータ等の設備の老朽化も進んでいます。

(運営)

- ・ 施設の管理運営は、施設の規模、業務形態から直営で行っています。

ウ その他社会福祉施設(四條畷市シルバー人材センター、地域福祉センターさつき園、福祉コミュニティセンター)

(市民ニーズ)

- ・ 各施設ともに利用ニーズは高く、業務内容の拡充要望があります。

(老朽化)

- ・ 建築後、30年以上経過していることから、老朽化が進展しているものの大規模改修工事を実施していません。また、機械設備などが老朽化しており更新時期を迎えています。
- ・ シルバー人材センター及び福祉コミュニティセンターについては、耐震補強工事を実施していません。

(運営)

- ・ 四條畷市シルバー人材センターは、(公社)四條畷市シルバー人材センターが施設の管理運営を行っています。
- ・ 地域福祉センターさつき園は、直営により施設の管理運営を行っています。
- ・ 福祉コミュニティセンターは、指定管理者制度により、施設の管理運営を行っています。

(利用状況)

老人福祉センター楠風荘		
施設名 年度	開館日数	利用者数
平成28年度	304日	29,602人
平成29年度	305日	29,901人
平成30年度	303日	29,789人
令和元年度 ^{※1}	277日	27,005人
令和2年度 ^{※2}	252日	9,434人

※1 新型コロナウイルス感染症対策による臨時休館:27日

※2 新型コロナウイルス感染症対策による臨時休館:52日

福祉コミュニティーセンター						
施設名 年度	第1活動室	第2活動室	第3活動室	集会室	ふれあいあルーム	プレイルーム
平成29年度	33.8%	20.6%	29.6%	26.1%	20.3%	14.6%
平成30年度	33.2%	19.2%	36.2%	26.9%	19.2%	14.7%
令和元年度	31.4%	22.6%	33.6%	33.1%	18.4%	13.6%
令和2年度	26.5%	13.1%	24.8%	38.1%	15.8%	14.4%

(2) 今後の基本的な方針

(老人福祉センター楠風荘)

- ・ 時代に即した高齢者各種講座をはじめとした事業を実施することにより、交流やふれあいの場・機会づくりに努めます。
- ・ 管理運営面においては、現在、指定管理者制度により民間事業者に委託しており、今後も民間のノウハウを活用すること施設の効用を最大限に発揮し、市民サービスの向上を図るよう努めます。
- ・ 非耐震施設であるため安全性を確保するとともに、利用の活性化を図るため、親和性の高い施設と複合化を図ります。
- ・ 配置・規模については継続して検討します。

(保健センター)

- ・ 行政サービスの利便性の向上を図るため、市役所本庁舎と複合化を図ります。
- ・ 西部地域の中央部に配置します。

(四條畷市シルバー人材センター)

- ・ 現施設は非耐震施設となっているため、安全を確保する観点から他施設に移転していくものとなります。

(地域福祉センターさつき園)

- ・ 公平性の観点などから、原則として、公共施設としての役割は終えるものとなります。
- ・ 本施設は公共としての役割は終えるものの、当該場所において民間事業者が行うサービス利用を受ける方に影響があることから、土地及び建物を有償譲渡することも視野に、丁寧な対応に努めるものとなります。

(福祉コミュニティーセンター)

- ・ 非耐震施設であるため安全性を確保するとともに、低利用の解消を図るため、親和性の高い施設と複合化を図ります。
- ・ 配置・規模については継続して検討します。

1-7. 行政系施設

(1) 現状

① 施設の概要

ア 庁舎等（市庁舎、グリーンホール田原）

- ・ 市庁舎は、JR四条駅と忍ヶ丘駅の間付近に位置しています。
- ・ 市庁舎は、本庁舎、東別館、北別館、第一・第二付属棟からなり、行政事務については本館及び東別館において行い、北別館は主に厚生施設として、第一・第二付属棟は会議室等として使用しています。
- ・ 田原地区で支所業務を行うため、グリーンホール田原に田原支所を設置しています。
- ・ グリーンホール田原は、田原支所のほか、田原図書館、パブリックスクエア（ホール等）を有する複合施設です。

イ その他行政系施設（防災倉庫、防災行政無線中継局、不燃ごみ等処理資源化施設、環境センター、四條畷南中学校跡地）

- ・ 防災倉庫は、災害発生時の資機材を保管することを目的に設置しています。
- ・ 防災行政無線中継局は、防災行政無線を東部地域に伝達することを目的に設置しています。
- ・ 不燃ごみ等処理資源化施設は、市内で収集され、又は自己搬入で持ち込まれた粗大ごみ等を一時的に保管することを目的に設置しています。
- ・ 環境センターは、市内で排出されるし尿及び浄化槽汚泥を公共下水道に放流することを目的に設置しています。
- ・ 四條畷南中学校跡地は、前身の四條畷南中学校が平成31年3月末に閉校となったことに伴い、その他行政施設として管理しています。

行政系施設一覧

建物名	中分類	配置形態	建築年度	敷地面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	耐震診断	耐震補強	防災施設
27 市庁舎	庁舎等	併設	1964	7,048.12	5,800.74	診断済	実施済	■
28 グリーンホール田原	庁舎等	複合	1992	2,574.40	4,310.90	不要	不要	—
29 防災倉庫	その他行政系施設	単独	1998	601.71	317.43	不要	不要	—
30 防災行政無線中継局	その他行政系施設	単独	1993	88.00	5.00	不要	不要	—
31 不燃ごみ等処理資源化施設	その他行政系施設	単独	2000	1,814.00	875.68	不要	不要	—
32 環境センター	その他行政系施設	単独	2000	9,700.00	976.79	不要	不要	—
33 四條畷南中学校跡地	その他行政系施設	併設	1972	20,323.00	8,392.00	実施済	実施済	○□

※防災施設（地域防災計画での位置づけ）

■：災害本部 ●：広域避難地 ○：一時避難地 □指定避難所 △応急仮設住宅建設候補地 —：無

②施設の現状

ア 庁舎等（市庁舎、グリーンホール田原）

（市民ニーズ）

- ・ 行政事務を行う本庁舎と東別館はそれぞれ3階建てで比較的小さく、近接しているものの窓口のワンストップサービス化には至っていません。
- ・ グリーンホール田原は、東部地域の住民が市庁舎ほか西部地域の公共施設に出向くことなく行政手続を行い、地域交流の促進、生活文化の振興を図る場としての利用に供しています。

（老朽化）

- ・ 本庁舎は、昭和39年に建設し、平成5年に増築しています。平成27年に耐震補強工事に併せ、屋上防水・外壁塗装工事を施工しているものの、老朽化は否めません。
- ・ グリーンホール田原は建築後29年が経過し、空調機器等、電気機器を中心に順次改修を行っています。

（運営）

- ・ 施設の管理運営は、直営により実施しており、施設内の清掃業務など一部の業務などについては委託を行っています。

（利用状況）

グリーンホール田原									
年度	諸室	なるなるホール	会議室1	会議室2	会議室3	視聴覚室	和室	実習室	料理室
平成29年度	54.8%	30.4%	43.0%	28.6%	49.9%	52.9%	22.3%	9.9%	
平成30年度	51.0%	26.6%	38.4%	32.1%	47.4%	51.8%	24.2%	9.1%	
令和元年度	50.7%	25.7%	37.9%	32.2%	46.2%	53.0%	24.7%	7.9%	
令和2年度	50.5%	27.1%	37.3%	28.0%	33.8%	44.6%	20.7%	9.6%	

※新型コロナウイルス感染症対策のため、令和2年2月29日から5月31日まで休館、令和3年1月17日から3月2日まで18時以降の貸出を停止した。

イ その他行政系施設（防災倉庫、防災行政無線中継局、不燃ごみ等処理資源化施設、環境センター、四條畷南中学校跡地）

（市民ニーズ）

- ・ 四條畷南中学校跡地以外の施設は、行政が実施しなければならない事業で必要な施設であることから、直接的な市民ニーズはありません。

（老朽化）

- ・ 建築後20年以上経過し、機械設備の老朽化が進んでおり、更新時期や修繕時期を迎えています。

（運営）

- ・ 施設の管理運営は、直営により実施しており、施設内の管理業務などについては、一部で委託を行っています。

(2) 今後の基本的な方針

(市庁舎)

- ・ 市民総合センター用地、市庁舎用地、四條畷南中学校跡地は、一定以上の面積を有している主要な公共施設用地であることから、資産の質と量、配置の最適化を実現させることをめざし、整備内容を継続して検討します。
- ・ 行政サービスの中核をなす施設につき、西部地域の中央部に配置するが、配置・規模については継続して検討します。
- ・ 市庁舎は、地域防災計画において災害本部に指定していることから、防災拠点にふさわしい施設とします。

(グリーンホール田原)

- ・ 他の施設の行政機能(一部を含む。)を移転させることを検討します。
- ・ JR四條畷駅及びJR忍ヶ丘駅前の利活用と同様に、子育て支援などの魅力あるまちづくりに向けた取組を検討します。
- ・ 現在配置で維持する。ただし、東部の中心に位置する東部商業拠点において、魅力ある商業拠点の形成や行政サービスの充実が公民連携により図れる場合は、新たな展開を検討するため、現在配置を見直す場合があります。
- ・ 東部地域の主要な公共施設として利便性・防災機能の向上と地域コミュニティの核となる運営に努めます。
- ・ 民間のノウハウ等を活用し、新たな技術等を活用したスマートシティに向けた取り組みを行い質の高い公共サービスを提供できる施設とします。

(庁舎等共通)

- ・ 実施する事務、提供するサービスの内容を精査し、一層の業務改善に取り組みとともに、民間代替の可能性について調査研究し、より効率的・効果的なサービス提供をめざします。
- ・ 建物の更新等を見据え、来庁者の利便性向上の観点から、多様なサービスの提供が可能な施設とするよう検討します。
- ・ 利用者の利便性の向上と安全の確保、災害時等における行政機能の保持を図ります。

(防災倉庫)

- ・ 軽微な修繕に留め、現在配置で維持するものとします。

(防災行政無線中継局)

- ・ 軽微な修繕に留め、現在配置で維持するものとします。

(不燃ごみ等処理資源化施設)

- ・ 新ごみ処理施設の稼働に伴い、当施設は廃止するものとします。

(環境センター)

- ・ 広域的な利用を図っていく施設であるため、近隣市との広域化を行います。

(四條畷南中学校跡地)

- ・ JR片町線以東、国道163号以南の地域の防災機能を確保するため、当該跡地を活用し、避難所の確保を図ります。
- ・ ボール遊びができる公園を整備します。
- ・ 既存校舎も含めた跡地の利活用については継続して検討します。
- ・ 体育館を新築整備し、当該跡地の体育館機能と四條畷東小学校跡地の体育館機能を集約します

1-8. 公営住宅

(1) 現状

①施設の概要(市営南野住宅)

- ・ 市営住宅は、公営住宅法に基づき市が、住宅に困窮する低所得者に対して安価な家賃で賃貸するものです。本市の市営住宅については、昭和28年に発生した台風13号による権現川の水害の被災者用住宅として建設しています。
- ・ 昭和28年度 6戸(建築当時9戸)
- ・ 昭和29年度 3戸(建築当時10戸)

公営住宅一覧

建物名	中分類	配置形態	建築年度	敷地面積(m ²)	延床面積(m ²)	耐震診断	耐震補強	防災施設
34 市営南野住宅	公営住宅	併設	1953	3,274.21	252.91	診断済	不要	-

※防災施設(地域防災計画での位置づけ)

■:災害本部 ●:広域避難地 ○:一時避難地 □指定避難所 △応急仮設住宅建設候補地 -:無

②施設の現状(市営南野住宅)

(市民ニーズ)

- ・ 個別団体から毎年府営・市営住宅への優先入居の要望がありますが、市営住宅は、老朽化が進んでいることから新たな入居者の募集を行っていません。

(老朽化)

- ・ 整備後60年以上が経過しており、老朽化が進んでいることから、空き家となった住宅はその都度、除却しています。

(運営)

- ・ 管理運営は、直営で行っており、住宅内の軽微な改修・修繕等については、入居者負担により行っています。

(2) 今後の基本的な方針

(市営南野住宅)

- ・ 市営住宅については、建築から相当年経過し、著しく老朽化していることに加え、災害復旧住宅としては一定の役割を終えたと考えます。また、国土交通省が提供するストック推計プログラムの推計結果により、将来的には低廉かつ質が確保できる住宅等の総数が著しい困窮年収未満の世帯数を上回る見通しとなることから、それまでのセーフティネットとしての住宅は府営住宅及び民間賃貸住宅等を活用していくものとし、市営住宅は廃止していくものとしします。

1-9. 公園施設

(1) 現状

①施設の概要（戎公園管理棟、北谷公園管理棟、四條畷市総合公園管理棟）

- ・ 都市公園を管理するために設置している施設です。

公園施設一覧

建物名	中分類	配置形態	建築年度	敷地面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	耐震診断	耐震補強	防災施設
35 戎公園管理棟	公園施設	単独	1994	20,000.07	266.71	不要	不要	—
36 北谷公園管理棟	公園施設	単独	1995	24,197.50	281.30	不要	不要	○△
37 四條畷市 総合公園管理棟	公園施設	単独	2015	20,600.00	291.49	不要	不要	●△

※防災施設（地域防災計画での位置づけ）

■：災害本部 ●：広域避難地 ○：一時避難地 □指定避難所 △応急仮設住宅建設候補地 —：無

②施設の現状（戎公園管理棟、北谷公園管理棟、四條畷市総合公園管理棟）

（市民ニーズ）

- ・ 都市公園は市内東部地域に集約されており、西部地域に少ないため、西部地域に都市公園の整備要望があります。

（老朽化）

- ・ 田原台に位置する施設は、建築後20年以上経過していますが、目立った老朽化は見当たらないことから、大規模改修工事などは行っておらず、修繕工事などで対応しています。

（運営）

- ・ 管理運営業務は、地元の協力を得ながら、直営により実施しており、四條畷市総合公園は民間事業者により運営しています。

(2) 今後の基本的な方針

（戎公園管理棟）

- ・ 今後の建物は、建替を実施し、維持していくものとします。

（北谷公園管理棟）

- ・ 今後の建物は、長寿命改修を実施し、維持していくものとします。

（四條畷市総合公園管理棟）

- ・ 人工芝運動場や多目的グラウンドなども含め公園施設の一体的な維持管理・運営については、引き続き民間事業者で行います。

1-10. その他(遺跡公園)

(1) 現状

①施設の概要((仮称)正法寺跡遺跡公園、千光寺跡移築広場)

- ・ (仮称)正法寺跡遺跡公園は、7世紀(飛鳥時代)に建立された正法寺の一部を地下に保存するとともに、発掘調査で出土した建物の礎石を保管している屋外展示施設です。
- ・ 千光寺跡移築広場は、鎌倉時代から室町時代の田原城主一族の菩提寺と墓地である千光寺跡の発掘調査で出土した遺構の一部を移築し、覆い屋で保護している屋外展示施設です。

その他(遺跡公園)一覧

施設名	開設年度	敷地面積(m ²)	防災施設
(仮称)正法寺跡遺跡公園	未開放	1,000	-
千光寺跡移築広場	2001	1,311	-

※防災施設(地域防災計画での位置づけ)

■:災害本部 ●:広域避難地 ○:一時避難地 □指定避難所 △応急仮設住宅建設候補地 -:無

②施設の現状((仮称)正法寺跡遺跡公園、千光寺跡移築広場)

(市民ニーズ)

- ・ (仮称)正法寺跡遺跡公園の常時開放と、快適に見学していただくための整備や日頃からの草木管理(除草)を求められています。
- ・ 千光寺跡移築広場は、日頃からの草木管理(除草)を求められています。

(老朽化)

- ・ 将来的に説明板や覆い屋の老朽化が進むと考えられます。

(運営)

- ・ 直営により管理運営し、要望があれば現地解説を行っています。

(2) 今後の基本的な方針

((仮称)正法寺跡遺跡公園)

- ・ 近隣対策を検討しながら、予約制による見学から常時開放において、快適に見学していただくための整備や草木管理(除草)を行い、維持していくものとします。

(千光寺跡移築広場)

- ・ 快適に見学していただくための管理を行い、維持していくものとします。

2. インフラ資産

2-1. 道路

- ・ 道路については、すべての施設を同程度のサービス水準で維持することは困難であることから、緊急度・重要度・危険度を定め、優先順位の設定を行い、計画的に維持管理・修繕・更新等を行います。

(「道路施設総合維持管理計画、平成28年2月」を参考)

- ・ 維持管理・修繕・更新等の際には、コスト縮減のため、新技術の採用等を検討します。
- ・ 歩行者の多い道路等については、バリアフリー化に努めます。

2-2. 橋りょう

- ・ 橋りょうの維持管理・修繕等にあたっては、長寿命化計画に則り、定期的な点検と健全度の診断により、損傷が顕在化する前に対策を講じる予防保全型管理の修繕を基本として長寿命化を図ります。
- ・ 維持管理・修繕・更新等の際には、コスト縮減のため、新技術の採用等を検討します。

2-3. 公園等

- ・ 公園の維持管理・修繕等にあたっては、優先度を評価した上で、長寿命化も考慮した計画的な実施に努めます。
- ・ 日常的な管理の行き届きづらい公園については、市民等との協働によりサービスの維持を図ります。
- ・ 公園内の老朽化が進む遊具や柵、照明灯等については、利用者の安全を確保するため、除去も含め、修繕・更新の必要性を検討します。なお、更新する際には、必要に応じて、防災面にも配慮した整備を実施します。
- ・ 本市の一人あたりの公園面積は、府内の平均より高いものの、西部地域に限った場合、一人あたりの公園面積が少なくなっている状況です。そのため、一定の地域ごとに子ども達がボール遊びできる、自由に遊べる公園(広場を含む。)を整備することにより、子ども達が安全に遊べる空間を確保し、子育てしやすい環境整備を進めます。

2-4. 下水道

- ・ 下水道施設は衛生面や浸水対策面等、市民生活において重要な施設であるため、耐震改修を含む長寿命化等の施設整備を計画的に実施します。
- ・ 維持管理・修繕・更新等の際には、コスト縮減のため、新技術の採用等を検討します。
- ・ 田原処理区を鴻池処理区へ編入したことに伴い、田原処理場をポンプ場に転用した。このことにより、旧処理場敷地内に未利用となる用地が生じたため、今後、用地貸付等を行うことにより有効活用を図ります。

2-5. ため池

- ・ ため池の管理は、約定書に基づき、室池用水調整協議会、地元水利組合で管理を行っています。
- ・ ため池は、かんがい用水としての機能を持ちつつ、防災面においても貯留施設という機能を兼ね備えていることから、適正な維持管理を行います。
- ・ 地元水利組合から維持管理等に係る協議があった場合は、地元水利組合の意向を尊重しつつ、今後の利活用策を含めて、検討します。

3. 普通財産

- ・ 公共施設等の有効活用の実施方針に基づき適正な運用を図ります。

第5章 公共施設等の総合的なマネジメント推進方策

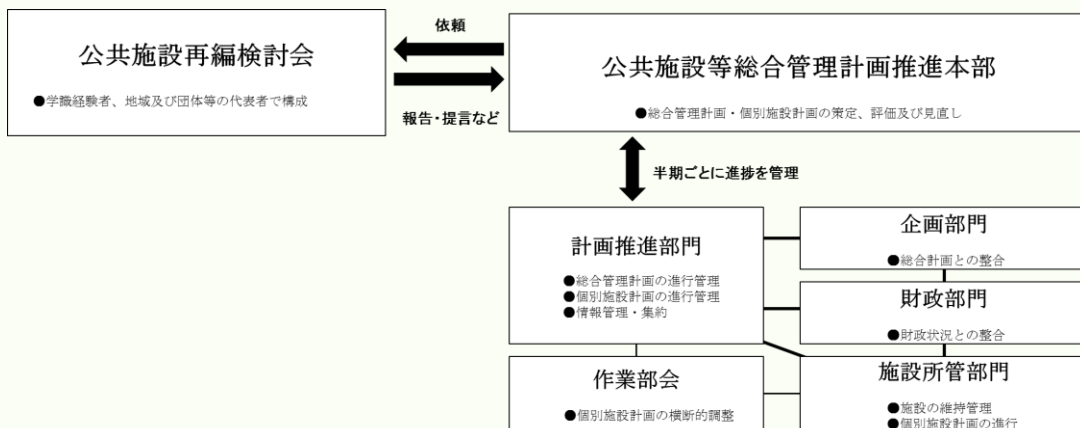
1. マネジメントの推進方策

1-1. 公共施設等マネジメント組織体制等

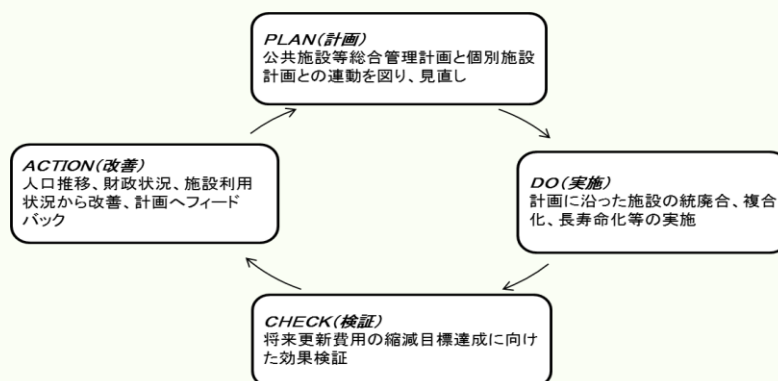
本計画は30年以上に亘る長期計画であるため、当初計画時における将来人口や財政の予測に変化が生じるなど、計画で定めた内容が必ずしも予定どおり全て実行できるものではありません。

今後の人口推移や財政状況はもとより、社会情勢や市民ニーズの変化にも適切に対応していかなければならないため、庁内関係部署と連携協力を行い、全庁的な共通認識のもと、取組を推進し、PDCAサイクルにより計画の精度の向上を図り、適切な公共施設のマネジメントを行い、市長を本部長とする公共施設等総合管理計画推進本部において、半期ごとに取組の進捗を管理していきます。

なお、概ね5年ごとに計画内容を見直すこととしますが、今後の人口減少などの社会情勢や市民ニーズの変化、都市計画マスタープランなどの関連する計画の改訂があった場合には、本計画の進捗状況を検証したうえで、適宜見直すものとします。



フォローアップの体制



PDCAサイクル

1-2. 市民等の利用者の理解と協働の推進体制の構築

本計画は、市民と行政が協働で検討を進める観点から、市民参画の場としてワークショップを立ち上げ、幅広い議論を踏まえて作成したものであり、今後、本計画を推進するにあたっては、同様の手法を用いるなど市民との協働体制を構築していくものとします。

さらに、本計画に基づく各個別施設計画の改訂及びその実行にあたっては、利用者をはじめ市民の理解を得られるよう、パブリックコメントの実施などにより市民からの個別意見を収集した上で検討を進めることとします。

1-3. 担い手確保に向けたアウトソーシング体制の構築

多数の公共施設等の健全性を正しく評価し、迅速かつ的確に必要な措置を講ずるためには、これを適切な技術力を持つ者に委託することも効率的な方策であり、維持管理の分野などにおいて、一定の能力を有する民間企業等にアウトソーシングすることについて検討します。

1-4. 指定管理者制度、PPP/PFI の活用体制の構築

効率的で質の高い公共サービスの提供を図る手法のひとつとして、市と民間がパートナーシップを組み、民間の資金・ノウハウを活用することが有効であると考えられます。そのため、アウトソーシング体制の一環ともいえる指定管理者制度、PPP/PFI については、新たな公共施設等の建設だけでなく、縮減対象の公共施設等の用途変更にも採用することも可能であることから、その活用を検討します。

1-5. 財政との連携体制の構築

長期的な視点から策定した施設整備・管理運営の計画も財政措置があってはじめて実行に移すことが可能となります。公共施設等を経営的視点から総合的に管理する公共施設等マネジメントを効果的かつ効率的に実施していくには、予算編成部署との連携が必要不可欠です。

そのため、公共施設等マネジメントの導入により必要となる経費については、全体の予算編成を踏まえながらその確保に努めることとし、事業の優先度の判断に応じた予算配分の仕組みについては今後検討を行います。

また、将来に向け、公共施設等の計画的な修繕・更新等に必要となる経費の財源の確保をするため、公共施設等の複合化等により余剰となった土地などを売却した場合の収益は、公共施設整備基金に積み立て、修繕・更新等の費用に充当するものとします。

1-6. 職員研修の実施

全庁的に公共施設等マネジメントを推進していくには、職員一人一人がその意義を理解し、意識を持って取り組み、市民サービスの向上のために創意工夫を実践していくことが重要です。そのため、全職員を対象とした講演会や研修等を通じて職員の意識づけを行い、公共施設等マネジメントのあり方、経営的視点に立った総量の適正化、保全的な維持管理及びコスト感覚に対する意識の向上に努めていきます。

また、建築等を担当する特定部門においては、建物診断等の技術について自己啓発や専門の研修機関を通じて能力の向上を図ることとします。そのため、建築関係の資格取得を推奨するなど職員への動機づけを行います。

1-7. 情報管理のためのシステム構築

公共施設等の一体的な維持管理を推進していく上で、公共施設等の整備（修繕・更新・新規整備等）状況、点検・診断を含む維持管理状況、コスト状況、利用率などの情報を一元化することは非常に重要となります。そのため、固定資産台帳のデータベースを活用・連動させ、情報の効率的な蓄積と効果的な活用を図ります。

2. フォローアップの実施方針

2-1. 議会や住民との情報共有と意見交換

持続可能で健全な公共施設等のあり方の検討を行うにあたっては、利用者である市民そして議会と行政とが、公共施設等に関する情報と課題を共有することが重要です。そのため、将来のあるべき姿について幅広い議論を進める前提として、公共施設等に関する情報や本計画の評価結果を積極的に開示します。

具体的には、本計画に基づく取組内容の継続的な周知を図り、取組の段階で本計画の内容を変更する必要がある場合には、議会に報告するとともにホームページや広報誌などにより市民に広く周知します。また、重要な問題については、意見交換会の開催等、市民や議会の声を直接聴取する場を設けるなどの取組を進めます。

公共施設等のあり方に関し様々な形で収集した市民と議会の多様な意見については、これを整理し検討を加えた上で、公共施設等のマネジメントに活用します。

参 考 资 料

1.用語解説(50音順)

用語	解説
維持管理	施設、設備、構造物等の機能を維持するために必要となる点検・調査、補修などをいう。
インフラ資産	公共施設等の内、道路・橋りょう等の土木構造物、上下水道、公園、など建築物以外のものをいう。
公共施設等	公共施設、公用施設その他の市が所有する建築物その他の工作物をいう。具体的には、建物を有する施設(公共建築物)のほか、道路・橋りょう等の土木構造物、上下水道等(インフラ資産)も含む包括的な概念のことをいう。
公共建築物	公共施設等の内、建築を有する施設又は建築そのものをいう。庁舎、図書館、学校、体育館、市営住宅などをいう。
公共サービス	国又は自治体から市民に対して直接提供されるサービスをいう。また公的セクター又は民間機関への出資を通して提供されるサービスも含む。具体的には、教育、福祉、住宅、都市計画、交通、消防などのセクターがある。
更新	老朽化等に伴い機能が低下した施設等を建替えなどにより、同程度の機能に再整備することをいう。
事後保全型管理	維持管理施設の機能や性能に関する明らかな不都合が生じてから修繕を行う管理手法をいう。
修繕	老朽化や故障により損なわれた機能等を一定程度、回復することをいう。
集約化	同一又は類似の利用用途(機能)を有する複数の施設を、一つの施設にまとめることをいう。
指定管理者制度	観光施設や福祉施設、教育・文化施設など、市の設置する公の施設の管理を、市が指定する民間事業者等を含む法人や団体(指定管理者)に管理を委ねる制度のことをいう。 この制度は、多様化する住民ニーズに、より効果的かつ効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の活力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の削減等を図ることを目的としており、民間企業やNPO等を含む法人や団体(個人は不可)で市が指定して議会の議決を受ければ指定管理者になることができる。
スケルトンインフィル	スケルトンとは柱・梁などの構造躯体を示し、インフィルとは間仕切り壁・仕上げ材・様々な設備の総称。スケルトンとインフィルを分離して考えることにより耐震性、耐久性のある構造体を保持しつつ、室内を作り変え何世代にも渡って建物を使うことができるという考え方のことをいう。
大規模修繕	建築物等の性能を維持し老朽化を防止するために、計画的に行なわれる修繕であって、多額の費用を要する修繕のことをいう。具体的には、鉄部塗装工事・外壁塗装工事・屋上防水工事・給水管工事・排水管工事などの各種の修繕工事のこと。
耐震基準	耐震基準は、建物が地震の震動に耐え得る能力を定めるものをいう。旧耐震基準は、関東大震災の次の年の1924年(大正13年)に、世界に先駆けて日本で施行された。そして、1981年(昭和56年)に耐震基準が大きく改正され、新耐震基準が誕生した。
地域防災計画	災害対策基本法第42条の規定に基づき、市民の生命、財産を災害から守るための対策を実施することを目的とし、災害に係わる事務又は業務に関し、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、総合的かつ計画的な対策を定めた計画のことをいう。
長寿命化	長寿命化工事の実施や、予防保全型管理の実施により、老朽化した施設を将来にわたって長く使い続けるため、建物の機能や性能を求められる水準まで引き上げることをいう。

投資的経費	歳出を性質別に分けた場合の1区分のことをいう。道路、橋りょう、公園、学校の整備など社会資本の整備に要する経費であり、災害復旧事業費、失業対策事業費及びそれら以外の普通建設事業費の3種類に分類される。
バリアフリー	障がい者・高齢者等の社会的弱者が社会生活に参加する上で生活の支障となる物理的な障害や精神的な障壁を取り除くための施策、又は具体的に障害を取り除いた事物や状態のことをいう。
ファシリティマネジメント	企業・団体等が組織活動のために施設とその環境を総合的に企画、管理、活用する経営活動のことをいう。
複合化	利用用途（機能）が異なる複数の施設を、一つの施設にまとめることをいう。
扶助費	社会保障制度の一環として、児童・高齢者・障がい者・生活困窮者などに対して国や地方公共団体が行う支援に要する経費。生活保護費・児童手当などをいう。
普通会計	個々の地方自治体が設けている各会計区分の範囲が異なっていることなどにより、地方公共団体間の財政比較や統一的な把握が困難なため、地方財政の統計上、統一的に用いられている会計区分のことをいう。
ユニバーサルデザイン	年齢や性別、障がいの有無などに関わらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるよう設計（デザイン）することをいう。
予防保全型管理	損傷が軽微である早期段階に予防的な修繕等を実施することで、機能の保持・回復を図る管理手法のことをいう。
ライフサイクルコスト	LCC（エルシーシー）ともいう。建物が建設から解体されるまでの間に必要となる費用の合計のことをいう。建設費、修繕費、光熱水費、建物管理委託費等で構成される。
ワークショップ	さまざまな立場の人々が集まって、自由に意見を出し合い、互いの考えを尊重しながら、意見や提案をまとめ上げていく方法のことをいう。

◆用語解説（アルファベット順）

用語	解説
ICT	インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー（Information and Communication Technology）の略。情報通信技術のこと。コンピュータ、インターネット等に関する技術のことをいう。
IoT	インターネット・オブ・シングス（Internet of Things）の略。インターネットにつながる様々な物のことをいう。
PFI	プライベート・ファイナンス・イニシアティブ（Private Finance Initiative）の略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率化やサービス向上を図る公共事業の手法のことをいう。
PPP	パブリック・プライベート・パートナーシップ（Public Private Partnership）の略。公民が連携して公共サービスの提供を行うスキームのことをいう。PPPの中には、PFI、指定管理者制度、市場化テスト、公設民営（DBO）方式、さらに包括的民間委託、自治体業務のアウトソーシング等も含まれる。
PRE	パブリック・リアルエステート（Public Real Estate）の略で、「公的不動産」のことをいう。地方公共団体等が保有する各種の不動産に着目して、その管理・活用を合理的なものにすべきという認識を背景にしてつくられた用語である。
SNS	ソーシャル・ネットワーキング・サービス（social networking service）の略。インターネット上の交流を通して社会的ネットワーク（ソーシャル・ネットワーク）を構築するサービスのことをいう。Facebook、LINE、Twitter、mixi など。

編集発行 四條畷市総務部施設再編室

〒575-8501 大阪府四條畷市中野本町1番1号

TEL 072-877-2121 (代表)

0743-71-0330 (代表)

FAX 072-877-2074

E-MAIL saihen@city.shijonawate.lg.jp

URL <https://www.city.shijonawate.lg.jp/soshiki/6/2749.html>